

# 世田谷区公報

## 目次

### 条 例

- 世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例 (17) ..... 4
- 世田谷区議会委員会条例の一部を改正する条例 (18) ..... 4
- 規 則**
- 世田谷区組織規則の一部を改正する規則 (15) ..... 4
- 世田谷区電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則 (16) ..... 7
- せたがや自治政策研究所設置規則の一部を改正する規則 (17) ..... 7
- 世田谷区公印規則の一部を改正する規則 (18) ..... 7
- 世田谷区公文書管理委員会規則の一部を改正する規則 (19) ..... 7
- 世田谷区公文書管理規則の一部を改正する規則 (20) ..... 7
- 世田谷区特定重要公文書の保存、利用等に関する規則 (21) ..... 10
- 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (22) ..... 11
- 会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (23) ..... 12
- 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (24) ..... 12
- 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (25) ..... 12
- 世田谷区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則 (26) ..... 12
- 世田谷区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則 (27) ..... 13
- 世田谷区契約事務規則の一部を改正する規則 (28) ..... 13
- 世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例施行規則の一部を改正する規則 (29) ..... 13
- 世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (30) ..... 13
- 世田谷区身分又は資格に関する証明書等の交付の請求に係る本人確認に関する規則の一部を改正する規則 (31) ..... 13
- 世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (32) ..... 13
- 世田谷区地域経済の持続可能な発展を目指す会議規則 (33) ..... 13
- 社会福祉法人に対する助成の手続

- に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (34) ..... 14
- 生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (35) ..... 14
- 世田谷区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則 (36) ..... 14
- 世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則 (37) ..... 14
- 世田谷区児童福祉審議会条例施行規則の一部を改正する規則 (38) ..... 15
- 世田谷区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則 (39) ..... 15
- 世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (40) ..... 15
- 世田谷区子ども・子育て会議条例施行規則の一部を改正する規則 (41) ..... 15
- 世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (42) ..... 15
- 世田谷区保健所使用条例施行規則の一部を改正する規則 (43) ..... 15
- 世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則 (44) ..... 15
- 世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則 (45) ..... 16
- 世田谷区母子保健法の施行に関する規則の一部を改正する規則 (46) ..... 16
- 世田谷区租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行規則の一部を改正する規則 (47) ..... 16
- 世田谷区租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行規則の一部を改正する規則 (48) ..... 16
- 世田谷区マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (49) ..... 17
- 世田谷区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則 (50) ..... 17
- 世田谷区営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則 (51) ..... 18
- 世田谷区立特定公共賃貸住宅及び世田谷区立ファミリー住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (52) ..... 19
- 世田谷区狭あい道路拡幅整備条例施行規則の一部を改正する規則 (53) ..... 19
- 世田谷区立身近な広場条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 (54) ..... 19
- 世田谷区公共物管理条例施行規則の一部を改正する規則 (55) ..... 19
- 世田谷区会計事務規則の一部を改正する規則 (56) ..... 20
- 世田谷区物品管理規則の一部を改正する規則 (57) ..... 20
- 訓 令 甲**
- 世田谷区総合支所処務規程の一部改正 (2) ..... 21
- 告 示**
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (126) ..... 21

- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (127) ..... 21
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (128) ..... 21
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示 (129) ..... 21
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示 (130) ..... 21
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示 (131) ..... 21
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (132) ..... 21
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (133) ..... 22
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (134) ..... 22
- 会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の一部を改正する告示 (135) ..... 22
- 特別区人事及び厚生事務組合規約の変更の届出の公表 (136) ..... 22
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止の告示 (137) ..... 22
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業の廃止の告示 (138) ..... 23
- 建築基準法に基づく指定道路の指定の取消しの告示 (139) ..... 23
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (140) ..... 23
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (141) ..... 23
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (142) ..... 23
- 建築基準法に基づく道路指定の告示 (143) ..... 23
- 建築基準法に基づく道路指定の告示 (144) ..... 23
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (145) ..... 23
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (146) ..... 24
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (147) ..... 24
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (148) ..... 24
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (149) ..... 24
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (150) ..... 24
- 地方自治法に基づく予算の公表 (151) ..... 24
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (152) ..... 24
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (153) ..... 24

○道路法に基づく特別区道路線の認定、認定道路の区域決定及び供用開始の告示 (154).....24	及び関係図書縦覧の告示 (180).....27	域変更及び供用開始の告示 (209).....31
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示 (155).....25	○都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示 (181).....27	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (210).....31
○道路法に基づく特別区道路線の認定及び認定道路の区域決定の告示 (156).....25	○都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示 (182).....28	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (211).....31
○道路法に基づく特別区道路線の認定及び認定道路の区域決定の告示 (157).....25	○都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示 (183).....28	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (212).....31
○道路法に基づく特別区道路線の認定及び認定道路の区域決定の告示 (158).....25	○世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の策定及び関係図書縦覧の告示 (184).....28	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (213).....31
○道路法に基づく特別区道路線の廃止の告示 (159).....25	○世田谷区街づくり条例に基づく街づくり誘導地区の指定の告示(185) ..28	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (214).....31
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (160).....25	○世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の変更及び関係図書縦覧の告示 (186).....28	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示 (215).....31
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (161).....25	○都市計画法に基づく都市計画決定及び関係図書縦覧の告示 (187).....28	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示 (216).....32
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (162).....25	○都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示 (188).....28	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示 (217).....32
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用廃止の告示 (163).....25	○都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示 (189).....28	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示 (218).....32
○平成20年10月14日世田谷区告示第757号の一部を訂正する告示 (164) ..26	○世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の変更及び関係図書縦覧の告示 (190).....28	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示 (219) ..26
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (165).....26	○世田谷区街づくり条例に基づく街づくり誘導地区の指定の告示(191) ..29	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (220).....32
○都市公園法に基づく世田谷区立公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の告示 (166).....26	○車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道指定の告示 (192).....29	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (221).....32
○都市公園法に基づく世田谷区立公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の告示 (167).....26	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (193).....29	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (222).....32
○都市公園法に基づく世田谷区立公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の告示 (168).....26	○子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の告示 (194).....29	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (223).....32
○都市公園法に基づく世田谷区立公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の告示 (169).....26	○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(195) ..29	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (224).....32
○世田谷区立公園条例に基づく世田谷区立次大夫堀公園の区域変更の告示 (170).....26	○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (196) ..29	○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示 (225).....33
○世田谷区立公園条例に基づく世田谷区立多摩川玉川公園の区域変更の告示 (171).....26	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (197).....29	○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示 (226).....33
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (172).....26	○世田谷区公契約の労働報酬下限額を定める告示 (198).....29	○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (227).....33
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (173).....27	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (199).....30	○世田谷区自動車の臨時運行許可に関する施行細則に基づく臨時運行許可番号標の失効の告示 (228).....33
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (174).....27	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (200).....30	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (229).....33
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (175).....27	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (201).....30	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (230).....33
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (176).....27	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (202).....30	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (231).....33
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(177) ..27	○令和4年3月1日世田谷区告示第129号の一部を訂正する告示 (203) ..30	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (232).....33
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (178).....27	○建築基準法に基づく道路位置指定の取消しの告示 (204).....30	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (233).....33
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (179).....27	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (205).....30	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (234).....33
○都市計画法に基づく都市計画決定	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (206).....30	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (235).....34
	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (207).....31	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (236).....34
	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (208).....31	○道路法に基づく特別区道路線の区

域変更の告示 (237).....34	及び供用開始の告示 (264).....37	公告 (24) .....39
○建築基準法に基づく道路指定の告示 (238).....34	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (265).....37	○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (25) .....40
○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (239).....34	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (266).....37	○都市計画法に基づく都市計画事業の事業計画の変更図書写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告 (26) .....40
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (240).....34	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (267).....37	○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (27) .....40
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (241).....34	○地方自治法に基づく予算の公表 (268) .....37	○予防接種法に基づく新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施内容の変更の公告 (28) .....40
○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (242).....34	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (269).....37	<b>規 則 (教)</b>
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用廃止の告示 (243).....34	○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の届出の告示 (270).....38	○世田谷区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 (3) .....41
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (244).....35	○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の告示 (271).....38	○世田谷区立図書館館則の一部を改正する規則 (5) .....41
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (245).....35	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示 (272).....38	○学校教育に供する電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則 (2) .....41
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示 (246).....35	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示 (273) .....38	○世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則 (4).....41
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (247).....35	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示 (274) .....38	○世田谷区教育委員会会議規則の一部を改正する規則 (6) .....41
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (248).....35	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示 (275) .....38	○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (7) .....42
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (249).....35	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示 (276) .....38	<b>訓 令 甲 (教)</b>
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示 (250).....35	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示 (277) .....38	○世田谷区立図書館処務規程の一部改正 (1) .....42
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (251).....35	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示 (278) .....38	<b>告 示 (教)</b>
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (252).....36	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示 (279) .....38	○世田谷区教育委員会会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の一部を改正する告示 (1) .....42
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (253).....36	○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (280).....39	<b>告 示 (選)</b>
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の告示 (254).....36	○災害対策基本法に基づく指定避難所の変更の告示 (281).....39	○公職選挙法に基づく選挙人名簿からの抹消の告示 (1) .....43
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の告示 (255).....36	<b>公 告</b>	○地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく令和4年3月1日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数の告示 (2) .....43
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (256).....36	○予防接種法及び予防接種法施行令に基づく新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施の公告 (19) .....39	○公職選挙法に基づく選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の告示 (3) .....43
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (257).....36	○都市計画法に基づく都市計画事業の図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告 (20) .....39	○世田谷区選挙管理委員会会計年度任用職員の報酬の額の告示 (4) .....43
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (258).....36	○都市計画法に基づく都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告 (21) .....39	<b>告 示 (農)</b>
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (259).....36	○都市計画法に基づく都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告 (22) .....39	○農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示 (3).....43
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (260).....36	○都市計画法に基づく都市計画事業の図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告 (23) .....39	
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更の告示 (261).....37	○建築基準法に基づく公聴会開催の	
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (262).....37		
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (263).....37		
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更		

条 例

次に掲げる条例を公布する。  
 令和4年3月31日  
 世田谷区長 保 坂 展 人

**世田谷区条例第17号**  
 世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第18号

世田谷区議会委員会条例の一部を改正する条例

世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例

世田谷区国民健康保険条例(昭和34年11月世田谷区条例第14号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項各号中「20歳」を「18歳」に改める。

第14条の3各号列記以外の部分中「第19条の2」の次に「及び第19条の4」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第15条の4第1号中「100分の7.13」を「100分の7.16」に、「100分の63」を「100分の62」に改め、同条第2号中「38,800円」を「42,100円」に、「100分の37」を「100分の38」に改める。

第15条の8中「及び第19条の2」を「、第19条の2及び第19条の4」に、「630,000円」を「650,000円」に改める。

第15条の9各号列記以外の部分中「第19条の2」の次に「及び第19条の4」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第15条の12第1号中「100分の2.41」を「100分の2.28」に改める。

第15条の16中「及び第19条の2」を「、第19条の2及び第19条の4」に、「190,000円」を「200,000円」に改める。

第16条の4第1号中「100分の2.41」を「100分の2.38」に、「100分の61」を「100分の62」に改め、同条第2号中「17,000円」を「16,600円」に、「100分の39」を「100分の38」に改める。

第19条中「定める額」の次に「若しくは第19条の4各号に定める額」を加える。

第19条の2の見出し中「保険料」を「低所得者の保険料」に改め、同条各号列記以外の部分中「630,000円」を「650,000円」に、「190,000円」を「200,000円」に改め、同条第1号ア中「27,160円」を「29,470円」に改め、同号ウ中「11,900円」を「11,620円」に改め、同条第2号ア中「19,400円」を「21,050円」に改め、同号ウ中「8,500円」を「8,300円」に改め、同条第3号ア中「7,760円」を「8,420円」に改め、同号ウ中「3,400円」を「3,320円」に改める。

第19条の3の次に次の1条を加える。  
(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額(第19条の2に定める金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に

定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎課額に係る被保険者均等割額 次のアからエまでに掲げる世帯の区分に応じ、未就学児1人について当該アからエまでに定める額

ア 第19条の2第1号アに定める金額を減額した世帯 6,315円

イ 第19条の2第2号アに定める金額を減額した世帯 10,525円

ウ 第19条の2第3号アに定める金額を減額した世帯 16,840円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 21,050円

(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次のアからエまでに掲げる世帯の区分に応じ、未就学児1人について当該アからエまでに定める額

ア 第19条の2第1号イに定める金額を減額した世帯 1,980円

イ 第19条の2第2号イに定める金額を減額した世帯 3,300円

ウ 第19条の2第3号イに定める金額を減額した世帯 5,280円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,600円

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の世田谷区国民健康保険条例の規定(第12条第1項各号の規定を除く。)は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

世田谷区議会委員会条例の一部を改正する条例

世田谷区議会委員会条例(昭和40年4月世田谷区条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号及び第4号中「及び拠点整備担当課」を「、拠点整備担当課及び駅周辺整備担当課」に改める。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

規 則

次に掲げる規則を公布する。

令和4年3月29日

世田谷区長 保 坂 展 人

世田谷区規則第15号

世田谷区組織規則の一部を改正する規則

世田谷区組織規則の一部を改正する規則

世田谷区組織規則(平成3年3月世田谷区規則第7号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「デジタル改革担当部及び交流推進担当部」を「DX推進担当部」

に改め、同条第2項の表デジタル改革担当部の項を次のように改める。

DX推進担当部

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進に関すること。

(2) 情報政策の推進に関すること。

第9条第2項の表交流推進担当部の項を削る。

第9条の2第1項中「スポーツ推進部にホストタウン調整担当参事を、」を削り、同条第2項の表ホストタウン調整担当参事の項を削る。

第10条中「デジタル改革担当部にデジタル改革担当課を、交流推進担当部に交流推進担当課」を「DX推進担当部にDX推進担当課」に改め、「、生活文化政策部に人権・男女共同参画担当課を」及び「、子ども・若者部に若者支援担当課及び子育て世帯特別給付金担当課を」を削る。

第11条第1項の表政策経営部の項を次のように改める。

政策経営部

政策企画課

経営改革・官民連携担当課

政策研究・調査課

財政課

広報広聴課

DX推進担当部

DX推進担当課

第11条第1項の表生活文化政策部の項を次のように改める。

生活文化政策部

市民活動推進課

文化・国際課

人権・男女共同参画課

区民健康村・ふるさと・交流推進課

第11条第1項の表スポーツ推進部の項中「ホストタウン調整担当参事」を削り、同表環境政策部の項中「エネルギー施策推進課」を「環境・エネルギー施策推進課」に改め、同表子ども・若者部の項を次のように改める。

子ども・若者部

子ども・若者支援課

児童課

子ども家庭課

児童相談支援課

第16条第1項の表ICT推進課の部を削り、同表政策研究・調査課の部政策研究担当係長の項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 教育総合センターとの連携及び調整に関すること。

第16条第2項を次のように改める。

2 DX推進担当部のDX推進担当課及びDX推進担当係長の分掌事務又は担任事務は、次のとおりとする。

DX推進担当課

DX推進担当係長

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進に係る総合的な計画、調整及び進行管理に関すること。

(2) 情報化に係る政策の企画及び調整に関すること。

(3) 電子計算組織の適正かつ効率的な運営に関すること。

(4) 事務センターの管理運営に関する  
こと。

(5) 担当部の予算、決算及び会計に  
関すること。

第16条第3項を削る。

第17条第1項の表区政情報課の部管理係  
の項中第8号を第9号とし、第4号から第  
7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次  
に次の1号を加える。

(4) 特定重要公文書の保存、利用等  
に関すること。

第19条の見出し及び同条の表以外の部分  
中「各課等」を「各課」に改め、同表市民  
活動・生涯現役推進課の部中「市民活動・  
生涯現役推進課」を「市民活動推進課」に  
改め、同部調整係の項第1号中「総合支所  
副支所長」を「総合支所の区民生活領域を  
担当する課」に改め、同部まちづくり推進  
係の項の次に次のように加える。

区民交流・文化施設準備担当係長

(1) 本庁舎等整備における区民交流  
スペース、区民会館等の一体的な  
運営に係る計画の策定等に関する  
こと。

第19条の表文化・芸術振興課の部中「文  
化・芸術振興課」を「文化・国際課」に改  
め、同部文化行政担当係長の項に次の1号  
を加える。

(11) 課内他の担当係長に属しないこ  
と。

第19条の表文化・芸術振興課の部に次の  
ように加える。

国際・多文化共生担当係長

(1) 国際・多文化共生施策の総合的  
な計画及び調整に関すること。

(2) 姉妹都市等との交流に関するこ  
と。

(3) 国際平和交流基金に関すること。

(4) 国際化推進委員会に関すること。  
事業推進担当係長

(1) ホストタウン等に係る事業の推  
進等に関すること。

第19条の表国際課の部を削り、同表人権・  
男女共同参画担当課の部中「人権・男女共  
同参画担当課」を「人権・男女共同参画課」  
に改め、同表区民健康村・ふるさと交流課  
の部中「区民健康村・ふるさと交流課」を  
「区民健康村・ふるさと・交流推進課」に  
改め、同部ふるさと交流係の項第5号中  
「区民健康村担当係長」を「課内他の担当  
係長」に改め、同部に次のように加える。

交流・連携推進担当係長

(1) 他自治体との連携に関すること。

(2) 大学との連携に関すること。

第19条の3の表スポーツ推進課の部スポー  
ツ・パラスポーツ担当係長の項中第12号を  
削り、第13号を第12号とし、第14号を第13  
号とし、第15号を第14号とする。

第19条の4の見出し中「各課等」を「各  
課」に改め、同条の表環境計画課の部環境  
計画担当係長の項第5号中「推進及び」を  
削り、同項第6号中「推進」を「調整」に  
改め、同項第7号中「環境共生推進会議」  
を「気候危機対策会議」に改め、同項第8  
号から第12号までを次のように改める。

(8) 地球温暖化対策に係る計画の調

整に関すること。

(9) 気候危機対策基金に関すること。

(10) 放射線等対策本部に関すること。

(11) 部の予算及び決算の事務並びに  
会計に関すること。

(12) 部内他の課に属しないこと。

第19条の4の表環境計画課の部環境計画  
担当係長の項第13号及び第14号を削り、同  
表エネルギー施策推進課の部中「エネルギー  
施策推進課」を「環境・エネルギー施策推  
進課」に改め、同部エネルギー施策推進担  
当係長の項中「エネルギー施策推進担当係  
長」を「事業担当係長」に改め、同項中第  
5号を第9号とし、第1号から第4号まで  
を4号ずつ繰り下げ、第5号の前に次の4  
号を加える。

(1) 地球温暖化対策の推進に関する  
こと。

(2) 環境マネジメントシステムの推  
進に関すること。

(3) 環境学習の推進及び調整に関す  
ること。

(4) 環境に係る事業の普及及び啓発  
に関すること。

第19条の4の表エネルギー施策推進課の  
部エネルギー施策推進担当係長の項に次の  
1号を加える。

(10) 開発事業等に係る環境への配慮  
に関すること。

第19条の4の表環境保全課の部環境保全  
担当係長の項第6号中「開発事業等に係る  
環境への配慮」を「環境美化等」に改め、  
同項第17号を削る。

第20条の表産業連携交流推進課の部産業  
連携交流推進担当係長の項第2号中「中小  
商工業振興対策委員会」を「世田谷区地域  
経済の持続可能な発展を目指す会議」に改  
め、同表都市農業課の部農業振興係の項中  
第4号を削り、第5号を第4号とし、第6  
号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第22条の表保健福祉政策課の部指導・サー  
ビス向上担当係長の項中第11号を第13号と  
し、第4号から第10号まで2号ずつ繰り下  
げ、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 社会福祉連携推進法人の認定等  
に関すること。

(5) 社会福祉連携推進法人の指導監  
査に関すること。

第22条の表生活福祉課の部管理係の項中  
第7号を第8号とし、第6号の次に次の1  
号を加える。

(7) 特別区福祉事務所長会の運営に  
関すること。

第22条の表生活福祉課の部生活福祉担当  
係長の項第12号中「母子福祉資金」を「母  
子及び父子福祉資金」に改め、同項第13号  
中「生活保護」を削り、「母子福祉資金」  
を「母子及び父子福祉資金」に改める。

第22条の2の見出し中「各課等」を「各  
課」に改め、同条の表介護保険課の部管理  
係の項中第4号を削り、第5号を第4号と  
し、第6号から第8号までを1号ずつ繰り  
上げ、同項の次に次のように加える。

情報化推進・事務改善担当係長

(1) 介護保険に係る電算処理システ  
ムの事務の調整及びシステム改善

の推進に関すること。

(2) 課内のデジタルトランスフォー  
メーションに係る調整に関するこ  
と。

(3) 介護保険制度の改正に係る全体  
調整に関すること。

(4) 課内のマイナンバー制度に係る  
利用事務の調整に関すること。

(5) 課内の事務改善に関すること。

第22条の2の表介護保険課の部保険給付  
係の項第4号中「こと」の次に「(課内他  
の係等に属するものを除く。)」を加える。

第22条の3の見出し中「各課等」を「各  
課」に改める。

第23条の見出し及び同条の表以外の部分  
中「各課等」を「各課」に改め、同表子ど  
も育成推進課の部中「子ども育成推進課」  
を「子ども・若者支援課」に改め、同部管  
理係の項第7号中「課等」を「課」に改め、  
同号を同項第8号とし、同項中第6号を第  
7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 子ども基金に関すること。

第23条の表子ども育成推進課の部子ども  
医療・手当係の項を次のように改める。

子どもの人権擁護担当係長

(1) 子どもの人権の擁護に関するこ  
と。

(2) 子どもの人権擁護機関の運営に  
関すること。

(3) 子ども・子育て総合センターに  
関すること。

第23条の表子ども育成推進課の部に次の  
ように加える。

若者支援担当係長

(1) 若者支援施策に係る計画及び調  
整に関すること。

(2) 子ども・青少年協議会に関する  
こと。

(3) 若者の交流及び活動の推進に関  
すること。

(4) 生きづらさを抱えた若者の支援  
に関すること。

(5) 青少年及び青少年関係者の表彰  
に関すること。

第23条の表子ども家庭課の部子ども・子  
育て支援担当係長の項中第4号を削り、第  
5号を第4号とし、第6号を第5号とし、  
同号の次に次の1号を加える。

(6) ヤングケアラーの支援施策に係  
る推進及び調整に関すること。

第23条の表子ども家庭課の部子ども・子  
育て支援担当係長の項第9号中「子どもの  
人権擁護担当係長」を「子ども医療・手当  
係」に改め、同部子どもの人権擁護担当係  
長の項を次のように改める。

子ども医療・手当係

(1) 子ども手当、児童手当、児童扶  
養手当、特別児童扶養手当及び児  
童育成手当に係る事務の調整に関  
すること。

(2) ひとり親家庭等医療費の助成及  
び子どもの医療費の助成に係る事  
務の調整に関すること。

第23条の表児童相談支援課の部児童相談  
支援担当係長の項中第5号を第9号とし、  
第4号の次に次の4号を加える。

- (5) 子ども家庭支援センター事業に係る調整に関すること。
- (6) 子ども家庭支援センターと児童相談所との連携に関すること。
- (7) 要保護児童及びその家庭の支援に係る調整に関すること（在宅サービス事業に関するものを除く。）。
- (8) 児童自立生活援助事業及び小規模住居型養育事業並びに養子縁組あっせん事業の指導検査に関すること。

第23条の表児童相談支援課の部要保護児童支援担当係長の項第1号及び第2号を削り、同項第3号中「こと」の次に「（在宅サービス事業に関することに限る。）」を加え、同号を同項第1号とし、同項第4号を削り、同表若者支援担当課の部及び子育て世帯特別給付金担当課の部を削る。

第23条の2の見出し中「各課等」を「各課」に改め、同条の表保育課の部調整係の項第4号中「保育に係る施策の調整」を「保育施策に係る調査及び統計」に改め、同項第6号中「医療的ケア及び」を削り、同部保育計画・再整備担当係長の項第1号中「推進」の次に「並びに調整」を加え、同項第2号中「保育待機児対策」を「保育待機児童対策」に改め、同部乳幼児教育担当係長の項第1号中「乳幼児教育」を「乳幼児教育・保育」に改める。

第24条第1項の見出し中「各課等」を「各課」に改め、同条の表都市計画課の部調整係の項第1号中「道路・交通政策部」を「道路・交通計画部」に改め、同表都市デザイン課の部都市デザイン企画調整担当係長の項に次の1号を加える。

- (10) マンションの建替え等の円滑化に関する法律第102条第2項第5号に基づく除却の必要性に係る審査に関すること。

第24条第1項の表市街地整備課の部区画整理担当係長の項第5号中「における」の次に「調査及び調整並びに」を加え、同表建築調整課の部建築調整担当係長の項第5号中「優良住宅等の認定」を「優良住宅の認定、優良宅地の認定に係る申請の受付」に改め、同部許可・認定担当係長の項に次の2号を加える。

- (4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく容積率の特例許可に関すること。
- (5) 租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関すること（申請の受付に関するものを除く。）。

第24条第1項の表建築審査課の部建築審査担当係長の項中第11号を第12号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) マンションの建替え等の円滑化に関する法律第102条第2項第2号に基づく除却の必要性に係る審査に関すること（建築の意匠に関することに限る。）。

第24条第1項の表建築審査課の部設備審査担当係長の項に次の1号を加える。

- (7) マンションの建替え等の円滑化に関する法律第102条第2項第2

号に基づく除却の必要性に係る審査に関すること（建築の設備に関することに限る。）。

第24条第1項の表住宅管理課の部住宅担当係長の項第7号中「使用申込書」を「公的住宅に係る使用申込書」に、「及び公募受付」を「公募受付等」に改め、同表居住支援課の部居住支援担当係長の項第5号中「容積率の特例許可及び除却の必要性の認定」を「部内他の課並びに防災街づくり課耐震促進担当係長及び建築安全課建築安全担当係長に属するもの」に改め、同条第2項の表防災街づくり課の部耐震促進担当係長の項第5号中「に基づく除却の必要性に係る認定」を「第102条第2項第1号に基づく除却の必要性に係る審査」に改め、同表建築安全課の部建築安全担当係長の項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) マンションの建替え等の円滑化に関する法律第102条第2項第3号及び第4号に基づくマンションの除却の必要性に係る審査に関すること。

第25条の見出し及び第25条の2の見出し中「各課等」を「各課」に改める。

別表第2の3の部子ども・若者部の款世田谷区立代田南児童館の項中「東京都世田谷区代田一丁目21番11号」を「東京都世田谷区代田一丁目13番14号」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第2の3の部子ども・若者部の款世田谷区立代田南児童館の項の改正規定は、公布の日から施行する。

次に掲げる規則を公布する。

令和4年3月31日

世田谷区長 保 坂 展 人

世田谷区規則第16号

世田谷区電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第17号

せたがや自治政策研究所設置規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第18号

世田谷区公印規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第19号

世田谷区公文書管理委員会規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第20号

世田谷区公文書管理規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第21号

世田谷区特定重要公文書の保存、利用等に関する規則

世田谷区規則第22号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第23号

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第24号

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第25号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第26号

世田谷区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第27号

世田谷区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第28号

世田谷区契約事務規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第29号

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第30号

世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第31号

世田谷区身分又は資格に関する証明書等の交付の請求に係る本人確認に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第32号

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第33号

世田谷区地域経済の持続可能な発展を目指す会議規則

世田谷区規則第34号

社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第35号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区規則第36号

世田谷区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第37号

世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第38号

世田谷区児童福祉審議会条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第39号

世田谷区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第40号

世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第41号

世田谷区子ども・子育て会議条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第42号

世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第43号

世田谷区保健所使用条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第44号



<p>世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則  <b>世田谷区規則第45号</b>                  世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則  <b>世田谷区規則第46号</b>                  世田谷区母子保健法の施行に関する規則の一部を改正する規則  <b>世田谷区規則第47号</b>                  世田谷区租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行規則の一部を改正する規則  <b>世田谷区規則第48号</b>                  世田谷区租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行規則の一部を改正する規則  <b>世田谷区規則第49号</b>                  世田谷区マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則  <b>世田谷区規則第50号</b>                  世田谷区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則  <b>世田谷区規則第51号</b>                  世田谷区営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則  <b>世田谷区規則第52号</b>                  世田谷区立特定公共賃貸住宅及び世田谷区立ファミリー住宅条例施行規則の一部を改正する規則  <b>世田谷区規則第53号</b>                  世田谷区狭あい道路拡幅整備条例施行規則の一部を改正する規則  <b>世田谷区規則第54号</b></p>	<p>世田谷区立身近な広場条例施行規則の一部を改正する規則  <b>世田谷区規則第55号</b>                  世田谷区公共物管理条例施行規則の一部を改正する規則  <b>世田谷区規則第56号</b>                  世田谷区会計事務規則の一部を改正する規則  <b>世田谷区規則第57号</b>                  世田谷区物品管理規則の一部を改正する規則</p> <hr/> <p>世田谷区電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則                  世田谷区電子計算組織の運営に関する規則（平成16年4月世田谷区規則第47号）の一部を次のように改正する。                  第2条第2号中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改め、同条第11号中「政策経営部ICT推進課」を「DX推進担当部DX推進担当課」に改める。                  第5条第2項及び第5条の2第2項中「政策経営部長」を「DX推進担当部長」に改める。                  第7条第2項中「政策経営部ICT推進課長」を「DX推進担当部DX推進担当課長」に改める。                  附 則                  この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <hr/> <p>せたがや自治政策研究所設置規則の一部を改正する規則</p>	<p>せたがや自治政策研究所設置規則（平成19年3月世田谷区規則第40号）の一部を次のように改正する。                  第3条第2項を次のように改める。                  2 所長は、参与のうちから区長が任命する。                  第3条に次の2項を加える。                  3 次長は、政策経営部政策研究・調査課長をもって充てる。                  4 主任研究員は政策経営部政策研究・調査課政策研究担当係長のうちから、研究員は政策経営部政策研究・調査課の職員のうちから、それぞれ区長が指名する者をもって充てる。                  附 則                  この規則は、令和4年4月1日から施行する。</p> <hr/> <p>世田谷区公印規則の一部を改正する規則                  世田谷区公印規則（平成元年3月世田谷区規則第4号）の一部を次のように改正する。                  別表2の部1の項を削り、同部2の項中「同」を「てん書」に改め、同項を同部1の項とし、同部中3の項を2の項とし、4の項から8の項までを1項ずつ繰り上げ、同表4の部1の項中「ICT推進課長」を「DX推進担当課長」に改め、同部12の項中「市民活動・生涯現役推進課長」を「市民活動推進課長」に改め、同部48の項及び49の項を次のように改める。</p>
--	--	--

48	同	同	子ども・若者事業事務用	子ども・若者支援課長
49	同	同	青少年交流センター事務用	

別表4の部中52の項を削り、53の項を52の項とし、54の項を53の項とし、同項の次に次の1項を加える。

54	同	同	子育てサービスシステム用	保育認定・調整課長
----	---	---	--------------	-----------

別表4の部中81の項を82の項とし、80の項を81の項とし、79の項を80の項とし、78の項の次に次のように加える。

79	同	同	駅周辺整備事務用	烏山総合支所駅周辺整備担当課長
----	---	---	----------	-----------------

別表6の部1の項中「ICT推進課長」を「DX推進担当課長」に改め、同部11の項中「市民活動・生涯現役推進課長」を「市民活動推進課長」に改め、同部40の項及び41の項を次のように改める。

40	同	同	子ども・若者事業事務用	子ども・若者支援課長
41	同	同	青少年交流センター事務用	

別表6の部中44の項を削り、45の項を44の項とし、同項の次に次の1項を加える。

45	同	同	子育てサービスシステム用	保育認定・調整課長
----	---	---	--------------	-----------

別表6の部中71の項を72の項とし、70の項を71の項とし、69の項を70の項とし、68の項の次に次のように加える。

69	同	同	駅周辺整備事務用	烏山総合支所駅周辺整備担当課長
----	---	---	----------	-----------------

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

世田谷区公文書管理委員会規則の一部を改正する規則  
 世田谷区公文書管理委員会規則（令和2年3月世田谷区規則第11号）の一部を次の

ように改正する。  
 第1条中「第12条第5項」を「第30条第5項」に改める。

附 則  
 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

世田谷区公文書管理規則の一部を改正する規則  
 世田谷区公文書管理規則（令和2年3月世田谷区規則第28号）の一部を次のように改正する。  
 第11条の見出し中「保存期間」の次に「及び保存期間が満了したときの措置」を

加え、同条に次の1項を加える。

3 保管単位の長は、選別基準に基づき、公文書の保存期間が満了したときの措置をあらかじめ定めなければならない。

第12条第1項第1号を次のように改める。

(1) 30年

第13条中「公文書（保存期間が1年未満のものを除く。）」を「保存期間が1年以上の公文書」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

保存期間が1年未満である公文書の保存期間の計算は、当該公文書を職務上作成し、又は取得した日から起算して1年を超えない期間内において事務遂行上必要な期間の終了する日までとする。

第14条及び第15条を次のように改める。

(公文書の保存期間満了前の目録の公表等)

第14条 条例第8条第2項の目録（以下この条において「目録」という。）は、総合文書管理システムに記録した次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、世田谷区情報公開条例（平成13年3月世田谷区条例第6号）第7条各号に掲げる非開示情報に該当するものについては、この限りでない。

(1) フォルダ等の分類

(2) フォルダ等の名称

(3) フォルダ等の保存期間

(4) フォルダ等の保存期間の満了する日

(5) フォルダ等の保存期間が満了したときの措置

(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 目録の公表は、フォルダ等の保存期間の満了する日の1月前までに、区政情報課長がこれを行う。

3 前項の規定にかかわらず、保存期間が1年未満のフォルダ等に係る目録の公表

は、当該フォルダ等に係る公文書の次条第1項の規定による移管又は廃棄をする日の1月前までに、区政情報課長がこれを行う。

(保存期間が満了した公文書の取扱い等)

第15条 保管単位の長は、公文書の保存期間が満了したときは、当該公文書に係る第11条第3項の規定による定めを適否を確認したうえで、区長に移管し、又は廃棄しなければならない。この場合において、その移管又は廃棄については、条例第8条第2項の規定による世田谷区公文書管理委員会（以下「委員会」という。）からの意見聴取を経た後で行うことができない。

2 保管単位の長は、現年度の公文書（電磁的記録を除く。以下この条において同じ。）で第11条第3項の規定により廃棄の措置を採るべきこととしたもののうち、保存期間が1年未満のものについて、当該措置の適否を確認したうえで、適宜に廃棄しなければならない。

3 保管単位の長は、保存期間が1年以上の公文書で当該保存期間を満了したもののうち、第11条第3項の規定により廃棄の措置を採るべきこととしたものについて、当該措置の適否を確認したうえで、適当と認めたものを区政情報課長に引き渡さなければならない。この場合における引渡しの時期は、区政情報課長が別に定める。

4 保管単位の長は、保存期間を満了した電磁的記録のうち、第11条第3項の規定により廃棄の措置を採るべきこととしたものについて、当該措置の適否を確認したうえで、適当と認めたものを消去する。

5 第2項から前項までの規定により廃棄しようとする公文書のうち、委員会から

の意見聴取の結果、区長に移管すべきである旨の意見が付されたものについては、保管単位の長は、当該意見を尊重し、区長に移管する必要があると認められるものについては、区長に移管しなければならない。

第16条第1項中「保管単位の長は、第14条の規定による決定」を「前条の規定にかかわらず、保管単位の長は、同条の規定による確認」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 保管単位の長は、保存期間が10年を超える公文書のうち、世田谷区マイクロフィルム文書管理規程（昭和60年7月世田谷区訓令甲第12号）第3条に規定する対象文書以外のものについては、その公文書を職務上完結した日の属する会計年度から起算して10年ごとにその必要性を精査し、保存期間を見直すことができる。この場合において、引き続き保存をする必要がないと認めた公文書については、前条の規定により区長に移管し、又は廃棄しなければならない。

第16条第3項を削る。

第17条第1項中「第14条第1項及び第2項並びに前条第2項」を「保管単位の長は、第15条第2項若しくは第3項又は前条第2項」に、「は焼却」を「にあっては焼却」に、「は適正な」を「にあっては適正な」に改め、同条第2項中「第14条第3項」を「保管単位の長は、第15条第4項」に改め、同条第3項中「第14条第2項及び」を「保管単位の長は、第15条第3項又は」に改める。

第20条中「管理」の次に「及び特定重要公文書の保存、利用等」を加える。

別表2の部を次のように改める。

2 公文書の保存期間の設定基準

類型	区分	内容（具体例）	保存期間
(1) 区政に関する基本的方針、計画等	区行政の運営に関する一般方針並びに区が執行すべき事務事業の基本的方針及び計画の策定、変更及び廃止に関するもの	方針及び計画案の検討 方針及び計画案の協議、意見聴取等 方針及び計画の決定及び公表 方針及び計画の実施、評価及び改善	30年
	条例、規則、訓令及び要綱	案の検討 議会の審議、決定等 公布及び公表 解釈及び運用の基準の策定	30年
(2) 告示、公告及び通達	要綱の制定及び改廃並びにその経緯に関するもの	区民生活に重大な影響を及ぼすものその他その内容の重要性が条例、規則及び訓令に準ずるもの	30年
	告示、公告及び通達の形式による事案に関するもの	上記に該当しないもの及び定例的な事案に関するもの	区長決定 10年 副区長決定 5年 部長決定 3年
(3) 議会	区議会に関するもの	区民生活に重大な影響を及ぼすものその他その内容の重要性が条例、規則及び訓令に準ずるもの	30年
		上記に該当しないもの及び定例的な事案に関するもの	区長決定 10年 副区長決定 5年 部長決定 3年 課長決定 1年
(4) 議会	区議会に関するもの	議案の提出	30年



		議決謄本	
	陳情及び請願に関するもの	区議会で採択された陳情及び請願への対応に関するもの	
(5) 組織、行政区画等	区の組織及び職位の設定又は改廃に関するもの	検討に関するもの 決定に関するもの	30年
	行政区画の決定及び改廃に関するもの	検討に関するもの 決定に関するもの	
	組織及び制度の基本に関するもの	検討に関するもの 決定に関するもの	
(6) 予算	政策経営部財政課における予算の編成、予算説明書の調製等に関するもの	予算案の決定 予算書、予算説明書及び予算概要	30年
(7) 人事	区職員の人事に関するもの	採用、退職、分限処分、懲戒処分、恩給等の裁定及び職員団体との交渉に関する事案等人事管理の基本に関する事案に関するもの	30年
		給与その他の事案に関するもの	区長決定 10年 副区長決定 5年 部長決定 3年 課長決定 1年
(8) 表彰	叙位、叙勲並びに表彰状及び感謝状の授与に関するもの	将来の例証となるもの	30年
		上記以外のもの	区長決定 10年 部長決定 3年
(9) 争訟	不服申立て、訴訟等に関するもの	将来の例証となるもの	30年
		上記以外のもの	区長決定 10年 副区長決定 5年 部長決定 3年 課長決定 1年
(10) 財産	財産の取得、配置、処分等整理保全に関するもの	財産の取得及び処分	区長決定 10年 副区長決定 5年 部長決定 3年 課長決定 1年
		財産台帳	財産の滅失後10年
(11) 広報・広聴	広報、広聴、連絡調整、調査、研究等に関するもの	実施、結果等に関するもの	区長決定 10年 副区長決定 5年 部長決定 3年 課長決定 1年
(12) 行政処分	許可、認可、免許、登録その他の行政処分に関するもの	許認可等の申請、審査及び決定に関するもの	区長決定 10年 副区長決定 5年 部長決定 3年 課長決定 1年
(13) 報告等	報告、答申、進達及び副申に関するもの	受領及び実施に関するもの	区長決定 10年 副区長決定 5年 部長決定 3年 課長決定 1年
(14) 申請等	申請、照会、回答及び諮問に関するもの	実施に関するもの	区長決定 10年 副区長決定 5年 部長決定 3年 課長決定 1年
(15) 契約	契約に関するもの	契約締結関係書類のうち、議会の議決に付す事案に関するもの	10年
		上記以外のもの	5年
(16) 一般文書	公文書の収受、配布、受領、処理、施行、整理及び保存に関するもの		1年
	決定事項の単なる連絡に関するもの	事務連絡文書	1年

	するもの	供覧文書	
	公文書の廃棄に関するもの	廃棄公文書目録	5年
(17) 監査	監査及び検査に関するもの	監査及び検査の対象となる文書	監査及び検査が終わるまでの間に保存期間を満了した場合は、当該監査及び検査が終わるまでの間
(18) 会計	金銭会計事務に関するもの	現金出納簿	10年以下
		支出命令書等	5年
	物品会計事務に関するもの	備品台帳等	5年
(19) 電磁的記録	ファイルサーバ上の電磁的記録	総合文書管理システムに登録したもの	1年未満
		上記以外のもの	他の公文書に準ずる

別表3の部及び4の部を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区公文書管理規則(以下「改正後の規則」という。)第12条及び別表の規定は、施行日以後に作成し、又は取得した公文書(世田谷区公文書管理条例(令和2年3月世田谷区条例第4号。以下「条例」という。)第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。)に係る保存期間(世田谷区公文書管理規則第2条第1項第7号に規定する保存期間をいう。以下同じ。)について適用し、施行日前に作成し、又は取得した公文書に係る保存期間については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に作成し、又は取得した公文書であって、実施機関(条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。以下同じ。)により10年を超える保存期間が定められているもののうち法令等により保存期間の定めのあるもの以外のものに係る保存期間は、当該公文書を職務上完了した日の属する会計年度の翌会計年度の初めの日から起算して30年間とする。
- 4 前項の規定により施行日前に保存期間が満了することとなる公文書については、施行日の前日を保存期間の満了する日とみなす。この場合における改正後の規則第14条第2項の規定の適用については、同項中「フォルダ等の保存期間の満了する日の1月前までに」とあるのは、「速やかに」とする。
- 5 実施機関は、前項の規定により施行日の前日を保存期間が満了する日とみなす公文書について、改正後の規則第15条第1項の規定により重要公文書(条例第2条第3項に規定する重要公文書をいう。)に該当すると認めるものにあつては特定重要公文書(条例第2条第4項に規定する特定重要公文書をいう。)として区長に移管し、それ以外のものにあつては廃棄しなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、実施機関は、附則第4項の規定により施行日の前日を保存期間が満了する日とみなす公文書について、職務の遂行上必要があると認めるときは、その必要な限度において、保

存期間及び保存期間が満了する日を延長することができる。

世田谷区特定重要公文書の保存、利用等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、世田谷区公文書管理条例(令和2年3月世田谷区条例第4号。以下「条例」という。)の規定に基づき、区長の権限に属する事務に係る特定重要公文書の保存、利用等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 課 世田谷区組織規則(平成3年3月世田谷区規則第7号)第11条第1項に規定する課及び担当課、総合支所の課、清掃事務所、児童相談所の副所長及び課、世田谷保健所の課、会計課、出張所(まちづくりセンターを含む。)並びに事業所をいう。
- (2) 電磁的記録 公文書のうち、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作成された記録をいう。
- (3) 保存 公文書(電磁的記録を除く。)にあつては廃棄するまでの間保存用の箱に入れて文書庫等に収納しておくことをいい、電磁的記録にあつては消去するまでの間記録媒体等に記録することをいう。

2 前項各号に掲げるもののほか、この規則で使用用語の意義は、条例で使用用語の例による。  
(特定重要公文書の保存)

第3条 区政情報課長は、条例第8条第1項の規定により移管された特定重要公文書について、特定重要公文書の保存状態に応じ、適切な保存のために必要な措置を講じた後、適切な環境の下で、書庫等において永久に保存するものとする。

2 前項の規定による特定重要公文書の保存に当たっては、次に掲げる措置を同項の措置とあわせて講じることとする。

- (1) 条例第11条第3項に規定する目録の作成
- (2) 条例第14条第2項第1号アからオま

でに掲げる情報(以下「利用制限情報」という。)に係る記録の有無に関する事前審査

(3) 利用請求をするために必要な番号等(以下「請求番号」という。)の付与(特定重要公文書の目録の記載事項)

第4条 条例第11条第3項に規定する目録に記載する特定重要公文書の適切な保存及び利用に資するために必要な事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) フォルダ等の分類及び名称
- (2) 移管をした実施機関の課の名称
- (3) 移管を受けた時期
- (4) 媒体の種類
- (5) 請求番号
- (6) 利用の制限に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、適切な保存及び利用に資する情報

2 区政情報課長は、前項各号に掲げる事項の記載に当たっては、利用制限情報を記載しないものとする。

(利用の促進)

第5条 条例第13条に規定する特定重要公文書を一般の利用に供するための方法は、展示及びインターネットを利用した特定重要公文書の画像等の公開その他の簡便な方法とする。  
(利用請求の取扱い)

第6条 区長は、条例第14条第3項の規定により時の経過を考慮するに当たっては、特定重要公文書の利用を制限する期間は、原則として当該特定重要公文書が作成され、又は取得されてから30年を超えないものとする考え方と踏まえるものとする。  
(利用請求の手続)

第7条 条例第15条に規定する利用請求書は、特定重要公文書利用請求書(第1号様式)とする。  
(利用請求に対する決定通知書等)

第8条 条例第16条の規定による通知は、次の表の左欄に掲げる場合に依りて、それぞれ同表の右欄に掲げる通知書により行うものとする。

1 条例第16条第1項の規定により特定重要公文書の全部を利用に供する旨の決定をした場合	特定重要公文書利用決定通知書(第2号様式)
2 条例第16条第1項	特定重要公文書

の規定により特定重要公文書の一部を利用に供する旨の決定をした場合	一部利用決定通知書(第3号様式)
3 条例第16条第2項の規定により特定重要公文書の全部を利用させない旨の決定をした場合	特定重要公文書利用制限決定通知書(第4号様式)

(本人であることを示す書類)

第9条 条例第17条に規定する書類は、次の各号に掲げる利用請求をする者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 条例第14条第2項第1号イに掲げる情報により識別される特定の個人(以下この条において「本人」という。)本人に係る運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他の本人であることを証明する書類

(2) 本人が未成年者又は成年被後見人である場合における当該本人の法定代理人(次号に掲げる者を除く。)当該法定代理人に係る前号に定める書類及び戸籍謄本その他の本人の法定代理人であることを証明する書類

(3) 本人が未成年者又は成年被後見人である場合における当該本人の法定代理人となる法人 当該法人の役員又は職員であることを証明する書類及び当該役員又は職員に係る第1号に掲げる書類並びに本人の法定代理人であることを証明する書類

(利用請求に対する利用決定等期間延長通知書等)

第10条 条例第19条第2項及び第20条の規定による通知は、次の表の左欄に掲げる場合につき、それぞれ同表の右欄に掲げる通知書により行うものとする。

1 条例第19条第2項の規定により期間を延長した場合	特定重要公文書利用決定等期間延長通知書(第5号様式)
2 条例第20条の規定により期間を延長した場合	特定重要公文書利用決定等期間特例延長通知書(第6号様式)

(第三者保護に関する手続)

第11条 区長は、条例第21条第1項又は第2項の規定により第三者に意見書を提出する機会を与える場合は、意見照会書(第7号様式)により通知するものとする。

2 区長は、条例第21条第3項の規定により反対意見書が提出された場合において、条例第16条第1項の規定により利用請求に係る特定重要公文書の全部又は一部を利用させる旨の決定をしたときは、利用決定に係る通知書(第8号様式)により当該反対意見書を提出した第三者に通知しなければならない。

(電磁的記録の利用の方法)

第12条 条例第22条第1項の規則で定める方法は、当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付による方法

とする。ただし、当該電磁的記録をディスプレイに出力したものを視聴させ、又は光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものを交付する必要があると区長が認めるときは、当該電磁的記録の視聴又は当該複写したものの交付により利用をさせることができる。

(特定重要公文書の取扱い等)

第13条 特定重要公文書の利用(写しの交付を除く。次項において同じ。)をするものは、当該特定重要公文書を丁寧に取り扱い、汚損、破損、抜き取り等をしてはならない。

2 区長は、前項の規定に違反したも又は違反するおそれがあると認められるものに対しては、特定重要公文書の利用を中止し、又は禁止することができる。

(特定重要公文書の写しの交付)

第14条 特定重要公文書の写しの交付は、1件の請求につき1部とする。

(審査会に諮問をした旨の通知)

第15条 条例第25条第1項の規定により世田谷区行政不服審査会に諮問をした場合における同条第2項の規定による通知は、審査会諮問通知書(第9号様式)により行うものとする。

(移管元実施機関の利用)

第16条 区長は、移管された特定重要公文書について、移管をした実施機関の職員が、自らの所掌事務又は業務の遂行のため当該特定重要公文書の利用を求める場合は、当該職員に対して利用申出書の提出を求めるものとする。

2 区長は、前項の規定により利用を求められたときは、当該特定重要公文書の利用につき管理上の支障がある場合を除き、区長が指定する場所においてその利用を認めるものとする。

3 区長は、前2項の規定により特定重要公文書を利用する者が区長が指定する場所以外の場所での閲覧を希望した場合は、期間を定めて、その閲覧を認めることができる。

(特定重要公文書の廃棄時の措置)

第17条 区長は、条例第28条第1項の規定により特定重要公文書の廃棄をしたときは、当該廃棄に関する記録を作成し、公表するものとする。

(特定重要公文書の管理状況の報告等)

第18条 区政情報課長は、毎年度、特定重要公文書の保存及び利用の状況についてその概要をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

2 区政情報課長は、前項の規定による公表を行うに当たって、必要に応じて調査を実施するものとする。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、特定重要公文書の保存、利用等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、令和4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 施行日前に作成された公文書であって、施行日以後に特定重要公文書として保存

するものに係る目録については、当分の間、第4条第1項の規定にかかわらず、世田谷区公文書管理規則(令和2年3月世田谷区規則第28号)第15条第1項に規定する目録をもって代えることができる。様式省略

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成10年3月世田谷区規則第34号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項ただし書中「すべて」を「全て」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

(不妊治療のための休暇)  
第15条の2 不妊治療のための休暇は、職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。

2 不妊治療のための休暇は、1会計年度において、1日又は1時間を単位として、5日(体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内で必要と認められる期間承認する。

3 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員の不妊治療のための休暇は、1時間を単位として承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間全てについて、不妊治療のための休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。

4 不妊治療のための休暇の残日数の全てについて請求があった場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを承認することができる。

5 1時間を単位として承認した不妊治療のための休暇(勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、第3項ただし書に規定する時間数を単位として承認した不妊治療のための休暇を含む。)を日に換算する場合は、7時間45分(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の1日当たりの平均勤務時間(5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間))をもって1日とする。

6 任命権者は、不妊治療のための休暇を承認するときは、不妊治療に係る通院等をすることを確認することができる証明書等の提出を求めることができる。

第21条第4項ただし書及び第5項、第24条の5第3項ただし書及び第4項、第24条の6第3項ただし書及び第4項並びに第25条第12項ただし書中「すべて」を「全て」に改める。

第28条中「第16条から第18条まで」を「第15条の2から第18条まで」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行

する。

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和2年1月世田谷区規則第4号)の一部を次のように改正する。

第16条中「公民権行使等休暇」の次に「、不妊治療のための休暇」を加える。

第17条の次に次の1条を加える。  
(不妊治療のための休暇)

第17条の2 不妊治療のための休暇は、会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。

2 不妊治療のための休暇は、定められた1週間の勤務日数が3日以上、1月の勤務日数が9日以上又は1年間の勤務日数が97日以上である会計年度任用職員から請求があった場合に限り承認する。

3 不妊治療のための休暇は、1会計年度において、1日又は1時間(勤務日ごとの勤務時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、1時間。当該会計年度任用職員の1回の勤務に割り振られた勤務時間数である1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数。第27条第3項及び第28条第3項において同じ。)を単位として、5日(体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内(勤務日ごとの勤務時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務日1日当たりの平均勤務時間に5(体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10)を乗じて得た数の時間の範囲内)で必要と認められる期間承認する。

4 不妊治療のための休暇の残日数の全てについて請求があった場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを承認することができる。

5 第13条第3項の規定は、1時間を単位として承認した不妊治療のための休暇を日に換算する場合について準用する。

6 任命権者は、不妊治療のための休暇を承認するときは、不妊治療に係る通院等を行うことを確認することができる証明書等の提出を求めることができる。

第22条の2第7項中「使用した」を「承認した」に改める。

第27条第3項中「1の年度」を「1会計年度」に、「日又は時間(勤務日ごとの勤務時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、時間。当該会計年度任用職員の1回の勤務に割り振られた勤務時間数である1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数。次条第3項において同じ。)」を「1日又は1時間」に、「以内で」を「の範囲内で必要と認められる期間」に改め、同条第4項中「を使用しようとする」を「について請求があった」に、「使用する」を「承認する」に改め、同条第5項中「時間」を「1

時間」に、「使用した」を「承認した」に改める。

第28条第3項中「1の年度」を「1会計年度」に、「日又は時間」を「1日又は1時間」に、「以内で」を「の範囲内で必要と認められる期間」に改め、同条第4項中「を使用しようとする」を「について請求があった」に、「使用する」を「承認する」に改め、同条第5項中「時間」を「1時間」に、「使用した」を「承認した」に改める。

第29条第2項を次のように改める。

2 介護休暇は、その会計年度任用職員の申請に基づき、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間内において必要と認められる期間を承認する。

第29条第3項中「日」の次に「又は時間」を加え、同条第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、同条第4項中「前項」を「前2項」に、「第2項ただし書の規定により承認された介護休暇にあっては、承認された期間について1回に限り変更する」を「必要であると認められる場合には、変更する」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 時間を単位とする介護休暇は、申請するその会計年度任用職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じ4時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を限度として利用することができる。ただし、当該日の他の休暇(前条に規定するものを除く。)、職務専念義務の免除等及び当該介護休暇によりその日の全ての申請する会計年度任用職員について定められた勤務時間について勤務しないこととなる場合には、当該日の当該介護休暇は承認しない。

第30条各号列記以外の部分中「が次の各号のいずれにも該当する」を「について定められた1週間の勤務日数が3日以上、1月の勤務日数が9日以上又は1年間の勤務日数が97日以上である」に改め、同条各号を削る。

第32条第1号を削り、同条第2号中「3日以上」の次に「、1月の勤務日数が9日以上」を加え、同号を同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前にこの規則による改正前の第29条第2項の規定による承認を受けた要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとの介護休暇については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

3 この規則による改正後の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第30条に規定する要件に該当する会計年度任用職員は介護休暇の承認の請求を、改正後の規則第32条各号のいずれにも該当する会計年度任用職員は介護時間の承認の請求を、それぞれ施行日前においても行うことができる。

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する条例施行規則(平成4年3月世田谷区規則第13号)の一部を次のように改正する。

第1条の2の見出し中「第2条第3号ア(ウ)」を「第2条第3号ア(イ)」に改め、同条中「第2条第3号ア(ウ)」を「第2条第3号ア(イ)」に、「1年間」を「1月の勤務日の日数が9日以上若しくは1年間」に改める。

第1条の4中「第2条第3号ア(イ)」を「第2条第3号ア(ア)」に改める。

第6条中「公民権行使等休暇」の次に「、不妊治療のための休暇」を加える。

第13条の2中「1年間の勤務日」を「1月の勤務日の日数が9日以上又は1年間の勤務日の日数」に改める。

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則(令和2年1月世田谷区規則第3号)の一部を次のように改正する。

第8条中第4号を第7号とし、第3号を第6号とし、第2号の次に次の3号を加える。

- (3) 不妊治療のための休暇
- (4) 妊娠出産休暇
- (5) 出産支援休暇

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

世田谷区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区災害対策本部条例施行規則(昭和38年12月世田谷区規則第19号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次の1号を加える。

(18) 区内の消防署長が指定する消防吏員第6条第11号中「生活文化政策部市民活動・生涯現役推進課長」を「生活文化政策部市民活動推進課長」に改める。

別表第1 災対統括部の項中「部長 危機管理部長」を「部長 危機管理部長

副部長 DX推進担当部長」に、「ICT推進課」を「DX推進担当課」

「部」に改め、同表災対財政・広報部の項中 副

長 政策経営部長

部長 デジタル改革担当部長 を「部長  
部長 交流推進担当部長」  
「広報広聴課  
政策経営部長」に、 デジタル改革担  
交流推進担当課当課」  
を「広報広聴課」に改め、同表災対烏山地  
域本部の項中「烏山総合支所街づくり課」  
を「烏山総合支所街づくり課  
烏山総合支所駅周辺整備担当課」に改  
「市民活動  
文化・芸  
め、同表災対区民支援部の項中 国際課  
人権・男  
区民健康  
・生涯現役推進課 「市民活動推進課  
術振興課 文化・国際課  
を 人権・男女共同  
女共同参画担当課 区民健康村・ふ  
村・ふるさと交流課」 課

参画課 に改め、同表災対保健  
るさと・交流推進  
」  
福祉部の項中「子ども育成推進課」を「子  
ども・若者支援課」に、「児童相談支援課  
若者支援担当課」  
を「児童相談支援課」に改め、同表災対医  
療衛生部の項中「感染症対策課 を「感染  
地域保健課」  
症対策課」に改め、同表災対都市整備部の  
項中「エネルギー施策推進課」を「環境・  
エネルギー施策推進課」に改める。  
附 則  
この規則は、令和4年4月1日から施行  
する。

世田谷区国民保護対策本部及び緊急  
対処事態対策本部条例施行規則の一  
部を改正する規則  
世田谷区国民保護対策本部及び緊急対  
処事態対策本部条例施行規則（平成19年3月  
世田谷区規則第51号）の一部を次のように  
改正する。  
第6条第11号中「生活文化政策部市民活  
動・生涯現役推進課長」を「生活文化政策  
部市民活動推進課長」に改める。  
別表第1国民保護対策統括部の項中「部  
長 危機管理部長」を「部長 危機管理部  
副部長 DX推進  
長  
担当部長」に、「ICT推進課」を「DX  
推進担当課」に改め、同表国民保護対策財  
政・広報部の項中 副部長 デジタル改革  
副部長 交流推進担  
当部長 を「部長 政策経営部長」に、  
部長」  
「広報広聴課  
デジタル改革担当課 を「広報広聴課」  
交流推進担当課」  
に改め、同表国民保護対策烏山地域本部の  
項中「烏山総合支所街づくり課」を 烏山

総合支所街づくり課  
総合支所駅周辺整備担当課」に改め、同表  
「市民活動  
文化・芸  
国民保護対策区民支援部の項中 国際課  
人権・男  
区民健康  
・生涯現役推進課 「市民活動推進課  
術振興課 文化・国際課  
を 人権・男女共同  
女共同参画担当課 区民健康村・ふ  
村・ふるさと交流課」 課

参画課 に改め、同表国民保護  
るさと・交流推進  
」  
対策保健福祉部の項中「子ども育成推進課」  
を「子ども・若者支援課」に、「児童相談  
若者支援  
支援課 を「児童相談支援課」に改め、同  
担当課」

表国民保護対策医療衛生部の項中「感染症  
地域保  
対策課 を「感染症対策課」に改め、同表  
健康課」  
国民保護対策都市整備部の項中「エネルギー  
施策推進課」を「環境・エネルギー施策推  
進課」に改める。  
附 則  
この規則は、令和4年4月1日から施行  
する。

世田谷区契約事務規則の一部を改正  
する規則  
世田谷区契約事務規則（昭和39年3月世  
田谷区規則第4号）の一部を次のように改  
正する。  
第1号様式及び第2号様式中「氏名欄に  
おいて押印を省略する場合は、以下を記載  
してください」を「以下に記載をしない場  
合は、上記氏名欄に押印してください」に  
改める。  
附 則  
この規則は、令和4年4月1日から施行  
する。

世田谷区多様性を認め合い男女共同  
参画と多文化共生を推進する条例施  
行規則の一部を改正する規則  
世田谷区多様性を認め合い男女共同参画  
と多文化共生を推進する条例施行規則（平  
成30年3月世田谷区規則第50号）の一部を  
次のように改正する。  
第12条中「生活文化政策部人権・男女共  
同参画担当課」を「生活文化政策部人権・  
男女共同参画課」に改める。  
附 則  
この規則は、令和4年4月1日から施行  
する。

世田谷区住民基本台帳ネットワーク  
システムのセキュリティ対策に関す  
る条例施行規則の一部を改正する規  
則  
世田谷区住民基本台帳ネットワース

テムのセキュリティ対策に関する条例施行  
規則（平成14年7月世田谷区規則第73号）  
の一部を次のように改正する。  
第5条第4号及び第7条第2項中「政策  
経営部ICT推進課長」を「DX推進担  
当部DX推進担当課長」に改める。  
附 則  
この規則は、令和4年4月1日から施行  
する。

世田谷区身分又は資格に関する証明  
書等の交付の請求に係る本人確認に  
関する規則の一部を改正する規則  
世田谷区身分又は資格に関する証明書等  
の交付の請求に係る本人確認に関する規則  
（平成20年6月世田谷区規則第60号）の一  
部を次のように改正する。  
第3条第1項第2号イ中「国民年金手  
帳」を削る。  
附 則  
この規則は、令和4年4月1日から施行  
する。

世田谷区行政手続における特定の個  
人を識別するための番号の利用等に  
関する条例施行規則の一部を改正す  
る規則  
世田谷区行政手続における特定の個人を  
識別するための番号の利用等に関する条例  
施行規則（平成27年10月世田谷区規則第80  
号）の一部を次のように改正する。  
第8条第5号及び第10条第2項ただし書  
中「政策経営部ICT推進課長」を「DX  
推進担当部DX推進担当課長」に改める。  
附 則  
この規則は、令和4年4月1日から施行  
する。

世田谷区地域経済の持続可能な発展  
を目指す会議規則  
（趣旨）  
第1条 この規則は、世田谷区地域経済の  
持続可能な発展条例（平成11年6月世田  
谷区条例第31号。以下「条例」という。）  
第9条第5項の規定に基づき、世田谷区  
地域経済の持続可能な発展を目指す会議  
（以下「会議」という。）の組織及び運営  
に関し必要な事項を定めるものとする。  
（委員）  
第2条 条例第9条第3項に規定する委員  
は、次のとおりとする。  
（1）区民 2人程度  
（2）事業者の代表者 11人程度  
（3）学識経験者 2人程度  
（4）前3号に掲げる者のほか、区長が必  
要と認める者 2人程度  
（会長及び副会長）  
第3条 会議に会長及び副会長を置き、そ  
れぞれ委員の互選によりこれを定める。  
2 会長は、会議を代表し、会務を総理す  
る。  
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故  
があるとき、又は会長が欠けたときは、  
その職務を代理する。  
4 会長及び副会長が共に事故があるとき  
は、あらかじめ会長の指名する委員が会

長の職務を代理する。  
(招集)  
第4条 会議は、会長が招集する。  
(議事)  
第5条 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。  
2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決すところによる。  
(部会)  
第6条 会議は、専門の事項を審議するため必要があると認めるときは、会議に部会を置くことができる。  
2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。  
3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。  
4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を掌理し、部会の調査審議の経過及び結果を会議に報告する。  
5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。  
6 部会は、部会に属する委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。  
(意見聴取等)  
第7条 会議は、必要があると認めるときは、委員以外のものであって、専門的事項に関し学識経験のあるものその他関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。  
(委任)  
第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。  
附 則  
(施行期日)  
1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。  
(世田谷区中小商工業振興対策委員会規則等の廃止)  
2 次に掲げる規則は、廃止する。  
(1) 世田谷区中小商工業振興対策委員会規則(平成11年6月世田谷区規則第83号)  
(2) 世田谷区農業振興対策委員会規則(平成11年6月世田谷区規則第84号)

---

社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則(昭和58年4月世田谷区規則第21号)の一部を次のように改正する。  
付則第2項及び第3項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。  
附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

---

生活保護法施行細則の一部を改正する規則  
生活保護法施行細則(昭和40年3月世田谷区規則第20号)の一部を次のように改正する。

「3 本証は  
4 本証を  
5 職名の速やかに  
、他人に貸与し、又は譲渡してはならない  
紛失したときは、直ちに届け出なければならぬ  
異動が生じたときその他徴収金徴収職員の本証を返還しなければならない。  
「3 本証の有  
。 4 本証は、  
5 本証を紛  
6 職名の異  
速やかに本  
効期間は、発行の日から1年とする。  
他人に貸与し、又は譲渡してはならない。  
失したときは、直ちに届け出なければならぬ  
動が生じたときその他徴収金徴収職員の本証を返還しなければならない。  
ない。 に改める。  
分を失ったときは、  
」  
第14号様式中「電話( )」を「電話番号」に、「すべて」を「全て」に、「基金・他( )」を「基金・年金生活者支援給付金・他( )」に改める。  
附 則  
1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。  
2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第14号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

---

世田谷区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則  
世田谷区国民健康保険条例施行規則(昭和34年11月世田谷区規則第10号)の一部を次のように改正する。  
第6号様式及び第7号様式を次のように改める。  
様式省略  
第31号の2様式を次のように改める。  
様式省略  
附 則  
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

---

世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則  
世田谷区児童福祉法の施行に関する規則(昭和62年3月世田谷区規則第33号)の一部を次のように改正する。  
第1条の2第1項中「第6条の2第2項」を「第6条の2第2項第1号」に、「小児慢性特定疾病児童等」を「小児慢性特定疾病児童」に改め、「保護者」の次に「又は同項第2号に規定する成年患者(以下「成年患者」という。)」を加え、同条第2項中「小児慢性特定疾病児童等」を「小児慢性特定疾病児童」に改め、「医療費支給認定保護者」という。)の次に「又は当該決定に係る成年患者(以下「医療費支給認定患

者」という。)」を加え、「書面」を「小児慢性特定疾病医療費支給非認定通知書(第1号の2の2様式)」に、「に通知しなければ」を「又は成年患者に通知しなければ」に改め、同条第3項及び第4項中「医療費支給認定保護者」の次に「又は医療費支給認定患者」を加え、同条第5項中「医療費支給認定保護者」の次に「又は医療費支給認定患者」を加え、「第1号の2の2様式」を「第1号の2の2の2様式」に改め、同条第6項から第11項までの規定中「医療費支給認定保護者」の次に「又は医療費支給認定患者」を加える。  
第1条の3第1項中「小児慢性特定疾病児童等のうち、」を削り、「者の保護者」を「小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者」に改める。  
第1条の4第1項中「小児慢性特定疾病児童等のうち、」を削り、「者の保護者」を「小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者」に改める。  
第1号様式を次のように改める。  
様式省略  
第1号の2様式裏面以外の部分中「性別」を「」に改め、同様式裏面を次のように改める。  
様式省略  
第1号の2の2様式を次のように改める。  
様式省略  
第1号の2の2様式の次に次の1様式を加える。  
様式省略  
第1号の2の3様式を次のように改める。  
様式省略  
第1号の2の5様式裏面以外の部分を次のように改める。  
様式省略  
第1号の2の7様式裏面以外の部分中「㊦」を削り、同様式裏面中「表面の」を「主たる」に改める。  
第1号の2の8様式中「区内の」を削る。  
第1号の2の9様式裏面以外の部分中「㊦」を削り、同様式裏面中「表面の」を「主たる」に改める。  
第1号の2の10様式裏面以外の部分中「㊦」を削り、同様式裏面中「表面の」を「主たる」に改める。  
第1号の2の11様式及び第1号の2の12様式中「㊦」を削る。  
第1号の2の13様式中「第75条第3項」を「第75条第1項」に改める。  
第1号の2の15様式裏面以外の部分、第1号の2の16様式から第1号の2の18様式まで、第1号の2の20様式及び第1号の2の21様式中「㊦」を削る。  
附 則



1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1号の2の13様式の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第1号の2様式の規定に基づき作成され、交付されている小児慢性特定疾病医療受給者証は、この規則による改正後の第1号の2様式の規定に基づき作成され、交付されている小児慢性特定疾病医療受給者証とみなす。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式、第1号の2の2様式、第1号の2の3様式、第1号の2の5様式、第1号の2の7様式、第1号の2の9様式から第1号の2の12様式まで及び第1号の2の15様式から第1号の2の17様式までの規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区児童福祉審議会条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区児童福祉審議会条例施行規則(令和2年3月世田谷区規則第52号)の一部を次のように改正する。

第8条中「子ども・若者部子ども育成推進課」を「子ども・若者部子ども・若者支援課」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

世田谷区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区児童育成手当条例施行規則(昭和57年6月世田谷区規則第42号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

別表第1号を次のように改める。

- 1 次に掲げる視覚障害
    - ア 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
    - イ 一眼の視力が0.04以下かつ他眼の視力が手動弁以下のもの
    - ウ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
    - エ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
- 別表第4号及び第5号中「すべて」を「全て」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則(平成元年12月世田谷区規則第73号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1号を次のように改める。

- 1 次に掲げる視覚障害
    - ア 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの
    - イ 一眼の視力が0.08以下かつ他眼の視力が手動弁以下のもの
    - ウ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
    - エ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
- 別表第1第9号から第11号までの規定中「すべて」を「全て」に改める。

別表第2第1号を次のように改める。

- 1 次に掲げる視覚障害
    - ア 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
    - イ 一眼の視力が0.04以下かつ他眼の視力が手動弁以下のもの
    - ウ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
    - エ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
- 別表第2第4号及び第5号中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

世田谷区子ども・子育て会議条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区子ども・子育て会議条例施行規則(平成26年9月世田谷区規則第77号)の一部を次のように改正する。

第4条中「子ども・若者部子ども育成推進課」を「子ども・若者部子ども・若者支援課」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(令和2年3月世田谷区規則第16号)の一部を次のように改正する。

附則第4項から第6項までの規定中「施行日の前日」を「平成27年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区保健所使用条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区保健所使用条例施行規則(昭和50年4月世田谷区規則第32号)の一部を次のように改正する。

付則第2項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

別表1の部試験検査料の款生化学的検査の項中「870円」を「840円」に改め、同款免疫学的検査の項中「920円」を「890円」に改め、同款微生物学的検査の項中「1,580円」を「1,540円」に改め、同部歯科処置料の款機械的歯面清掃処置(歯口清掃)の項中「560円」を「570円」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則

世田谷区保健所長委任規則(昭和50年4月世田谷区規則第33号)の一部を次のように改正する。

別表21の項第6号及び第7号を次のように改める。

(6) 卸売市場外及び花き市場内における事務のうち、ふぐの取扱いを行う営業に係る都条例第17条第1項の規定による報告の要求及び立入検査

(7) 卸売市場内における事務のうち、ふぐの取扱いを行う飲食店営業に係る都条例第17条第1項の規定による報告の要求及び立入検査

別表43の項第22号、第25号及び第28号中「及び貸与業者」を「又は貸与業者」に改め、同項中第50号を第52号とし、第33号から第49号までを2号ずつ繰り下げ、同項第32号中「及び貸与業者」を「又は貸与業者」に改め、同号を同項第34号とし、同項第31号中「及び貸与業者」を「又は貸与業者」に改め、同号を同項第32号とし、同号の次に次の1号を加える。

㉓ 法第72条の5第1項の規定による違反広告(薬局開設者、店舗販売業者及び高度管理医療機器等又は管理医療機器の販売業者又は貸与業者によるものに限る。以下この号において同じ。)に係る措置命令及び同条第2項の規定による違反広告に係る措置要請

別表43の項第30号中「及び貸与業者」を「又は貸与業者」に改め、同号を同項第31号とし、同項第29号の次に次の1号を加える。

㉔ 法第72条の2の2の規定による薬局開設者、店舗販売業者及び高度管理医療機器等又は管理医療機器の販売業者又は貸与業者に対する遵守事項の改善措置命令

別表47の項各号列記以外の部分中「(という。)」の次に「及び麻薬及び向精神薬取締法施行規則(昭和28年厚生省令第14号。以下この項において「省令」という。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(17) 省令第1条の4の規定による麻薬小売業者の役員の変更の届出の受理

附 則

# 世田谷区公報

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## 世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（平成22年3月世田谷区規則第32号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第7号中「デジタル改革担当部長」を「DX推進担当部長」に改め、同項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第43号までを1号ずつ繰り上げる。

第7条第7号中「デジタル改革担当課長」を「DX推進担当課長」に改め、同条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、同条第15号中「市民活動・生涯現役推進課長」を「市民活動推進課長」に改め、同条中第14号とし、同条中第16号を第15号とし、第17号から第23号までを1号ずつ繰り上げ、同条第24号中「子ども育成推進課長」を「子ども・若者支援課長」に改め、同条中第23号とし、同条中第25号を第24号とし、第26号から第40号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第1新型インフルエンザ等対策政策「副部長 デジタル改革担当部長」を「副部長 DX推進担当部長」に、「デジタル改革担当部長」を「DX推進担当部長」に改める。

### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## 世田谷区母子保健法の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区母子保健法の施行に関する規則（昭和62年3月世田谷区規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第11条」を「第2条」に、「その者の申請により保健指導票（第1号様式）」を「その者からの申請書の提出に基づき、保健指導票」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、「（第3号様式）」を削り、同項を同条第2項とする。

第3条第1項中「第4号様式」を「第1号様式」に改め、同条第6項中「第5号様式」を「第2号様式」に改める。

第4条中「第6号様式」を「第3号様式」に改める。

第5条第1項中「（第7号様式）」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

本則に次の1条を加える。  
（委任）

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。  
第1号様式甲から第3号様式までを削る。

第4号様式を第1号様式とし、第5号様式を第2号様式とする。

第6号様式中「（3）心配なこと・相談したいこと」を「（3）新生児聴覚検査を受けたいこと（ ）（4）心配なこと・相談した

ましたか。に改め、同様式を第3号様式とする。

第7号様式及び第8号様式を削る。

### 附 則

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定（「第11条」を「第2条」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の第6号様式の規定に基づき作成された様式用の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

## 世田谷区租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行規則の一部を改正する規則

世田谷区租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行規則（平成12年3月世田谷区規則第84号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、第63条第3項第6号」を「並びに第63条第3項第6号」に改め、「並びに第68条の69第3項第6号及び第7号ロ」を削る。

第2条第1項中「、第63条第3項第6号」を「又は第63条第3項第6号」に改め、「又は第68条の69第3項第6号若しくは第7号ロ」を削り、同項ただし書中「進ちよく」を「進捗」に改め、同条第2項第13号中「昭和54年建設省告示第768号」を「租税特別措置法施行令第十九条第十五項等の規定に基づく国土交通大臣の定める基準（昭和54年建設省告示第768号。以下「建設省告示」という。）」に改める。

第3条第1項中「、第63条第3項第6号」を「又は第63条第3項第6号」に改め、「又は第68条の69第3項第6号若しくは第7号ロ」を削る。

第4条中「昭和54年建設省告示第768号」を「建設省告示」に改める。

第1号様式中「㊦」を削り、「電話（ ）」を「電話番号

（ ）」に改める。

### 附 則

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項ただし書の改正規定、同条第2項第13号の改正規定及び第4条の改正規定は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行規則の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

## 世田谷区租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行規則の一部を改正する規則

世田谷区租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行規則（平成12年4月世田谷区規則第97号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、第63条第3項第5号イ」を「並びに第63条第3項第5号イ」に改め、「並びに第68条の69第3項第5号イ及び第7号イ」を削る。

第2条第1項中「第28条の4第3項第5号イ若しくは第7号イ」を「第28条の4第3項第5号イ」に、「、第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ又は第68条の69第3項第5号イ若しくは第7号イ」を「又は第63条第3項第5号イ」に、「が完了した後」を「に着手する前」に改め、同条第2項ただし書中「第5条」を「第9条」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- 認定を受けようとする者が、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により設立された土地区画整理組合（以下この号において「組合」という。）との契約に基づき組合に代わって土地区画整理事業の施行に関する事業を行うものであるときは、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第13条の3第9項第2号ロ及び第21条の19第10項第2号ロの規定に基づく認定を受けたことを証する書類の写し

第2条第3項中「土地利用計画」を「土地の現況、土地利用計画」に改め、同条第4項の表造成計画平面図の項中「勾配」を「勾配」に改め、同項の前に次のように加える。

現況図	地形、造成区域の境界並びに造成区域内及び造成区域周辺の公共施設	2,500分の1以上	等高線は、2メートルの標高差を示すものであること。
土地利用計画図	造成区域の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物の敷地の形状、敷地に係る予定建築物の用途並びに公共施設の位置	1,000分の1以上	

第2条第4項の表排水施設計画平面図の項、がけの断面図の項及び擁壁の断面図の項中「勾配」を「勾配」に改め、同条第5項に次のただし書を加える。

ただし、当該事業が土地区画整理事業の施行区域内で行われるものであるときは、当該施行区域の位置を併せて表示し

た地形図でなければならない。  
 第2条第6項に次のただし書を加える。  
 ただし、当該事業が土地画整理事業の施行区域内で行われるものであるときは、当該施行区域の位置を併せて表示したものでなければならない。  
 第3条中「昭和54年建設省告示第767号」を「租税特別措置法施行令第十九条第十三項等の規定に基づく国土交通大臣の定める基準（昭和54年建設省告示第767号）」に改める。  
 第4条の見出し中「証明書」を「認定書」に改め、同条中「第2条第1項の申請に係る宅地の造成」を「認定の申請」に、「適合して行われたもの」を「適合する」に、「証明書（第2号様式）」を「認定書（第2号様式）」に改める。  
 第7条を第11条とする。  
 第6条第1項中「認定」を「認定（法第28条の4第3項第5号イ又は第63条第3項第5号イに基づくものに限る。以下同じ。）」に改め、同条第2項中「証明書」を「認定証明書（第7号様式）」に改め、同条を第10条とする。  
 第5条中「都市計画法」を「区長は、都市計画法」に改め、「前条の」及び「同条の」を削り、同条を第9条とし、第4条の次に次の4条を加える。  
 （造成計画の変更）  
 第5条 認定を受けた者は、その宅地の造成の計画を変更しようとする場合には、新たに認定を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。  
 (1) 街区の境界又は道路、広場、排水施設等の位置若しくは形状の軽微な変更  
 (2) 工事の仕様を変更する設計の軽微な変更  
 （証明書の交付）  
 第6条 認定を受けた者は、その造成区域（造成区域を工区に分けたときは、当該工区）の全部について当該宅地の造成が完了した場合において、その造成が当該認定の内容に適合していることの証明を受けようとするときは、優良宅地証明申請書（第3号様式）を区長に提出しなければならない。  
 2 区長は、前項の規定による申請に係る宅地の造成が、その認定の内容に適合して行われたものと認めるときは、適合証明書（第4号様式。第9条において「証明書」という。）を交付するものとする。  
 （造成工事の廃止）  
 第7条 認定を受けた者は、その宅地の造成に関する工事を廃止したときは、遅滞なく宅地造成工事の廃止の届出書（第5号様式）によりその旨を区長に届け出なければならない。  
 （認定に基づく地位の承継）  
 第8条 認定を受けた者の相続人その他の承継人又は認定を受けた者からその造成区域内の土地の所有者その他その造成を施工する権限を取得した者（法第31条の2第2項第14号ハ及び第62条の3第4項第14号ハの規定に基づく認定にあっては、

それぞれこれらの号の本文に規定する個人又は法人に限る。）は、第6条第1項の規定による申請をするまでの間に限り、その承継について地位承継届出書（第6号様式）に関係書類を添えて区長に届け出て、その地位を承継することができる。本則に次の1条を加える。  
 （準用）  
 第12条 第2条、第3条、第6条第2項及び第9条から前条までの規定は、法第28条の4第3項第7号イ又は第63条第3項第7号イの規定に基づく認定事務について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条第1項	に着手する前	が完了した後
第2条第2項	次に掲げる図書	次に掲げる図書（第6号に掲げる書面を除く。）
第2条第3項	土地の現況、土地利用計画	土地利用計画
第2条第4項	次の表	次の表（現況図及び土地利用計画図に係る部分を除く。）
第2条第5項	ならない。ただし、当該事業が土地画整理事業の施行区域内で行われるものであるときは、当該施行区域の位置を併せて表示した地形図でなければならない	ならない
第2条第6項	ならない。ただし、当該事業が土地画整理事業の施行区域内で行われるものであるときは、当該施行区域の位置を併せて表示したものでなければならない	ならない
第6条第2項	前項	第2条第1項
	その認定の内容	認定基準
	適合証明書（第4号様式。）	第10条第2項の認定証明書（
第10条第1項	認定（法第28条の4第3項第5号イ又は第63条第3項第5号イに基づくものに限る。以下同じ。）	認定

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。  
 様式省略  
 第2号様式の次に次の5様式を加える。  
 様式省略  
 附 則  
 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。  
 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第2号様式の規定に基づき作成され、交付されている証明書は、この規則による改正後の第4号様式の規定に基づき作成され、交付されている証明書とみなす。

---

世田谷区マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
 世田谷区マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成27年8月世田谷区規則第64号）の一部を次のように改正する。  
 第4条中「区長が適切であると認める者による」を削り、「同条第2項」を「同条第2項第1号」に改め、「を」の次に「区長が適切であると認める者が」を加える。  
 附 則  
 この規則は、公布の日から施行する。

---

世田谷区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則  
 （趣旨）  
 第1条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）の施行に関し、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。  
 （容積率の特例の許可の申請に係る添付書類）  
 第2条 省令第18条第1項の規定により区長が定める図書又は書面は、次の表の左欄に掲げる図書（同表の右欄に定める事項が明示されている図書に限る。）、理由書、省令第6条に規定する認定通知書（変更認定を受けた者は、当該認定通知書及び省令第9条に規定する変更認定通知書）の写しその他区長が必要と認める書類とする。

付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置並びに敷地の接する道路の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途並びに壁及び開口部の位置
2面以上の	縮尺及び開口部の位置

世田谷区公報

立面図		パート	イ	ウ	0.8909	ト			
2面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出、軒の高さ並びに建築物の高さ		イ	ウ	0.9045	世田谷区営上祖師谷一丁目第二アパート	ア	イ	0.9295
			ア	イ	0.8948		イ	0.9437	
		世田谷区営砧七丁目アパート	イ	ウ	0.9278	世田谷区営八幡山慶明館	0.9339		
			ア	ウ	0.9419		世田谷区営ユアーズ若林		
(容積率の特例の許可の申請の取下げ)						世田谷区営フローラ千歳台			
第3条 法第18条第1項の規定による許可の申請をした者は、区長が当該許可をする前に、当該申請を取り下げようとするときは、許可申請取下げ届(第1号様式)の正本及び副本により区長に届け出なければならない。						世田谷区営弦巻四丁目第二アパート			
2 許可申請取下げ届の副本は、届出をした者に返還するものとする。						ア			
(容積率の特例の許可に係る住宅の建築工事の取りやめ)						イ			
第4条 法第18条第1項の規定による許可を受けた住宅の工事を取りやめようとする者は、工事取りやめ届(第2号様式)の正本及び副本に省令第18条第2項の許可通知書(次項において「許可通知書」という。)を添えて、区長に届け出なければならない。						ウ			
2 工事取りやめ届の副本及び許可通知書は、届出を受理した日から7日以内に、届出をした者に返還するものとする。						0.9589			
(委任)						世田谷区営赤堤一丁目アパート			
第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。						0.9638			
附 則						世田谷区営八幡山三丁目第二アパート			
この規則は、公布の日から施行する。						ア			
様式省略						イ			
世田谷区営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則						ウ			
						世田谷区営住宅管理条例施行規則(平成2年3月世田谷区規則第37号)の一部を次のように改正する。			
第17条第1項中「に定める」を「の規定による」に改め、同項ただし書中「をする」を「に係る」に改める。						ア			
別表第1を次のように改める。						イ			
別表第1(第7条関係)						ウ			
別表第1						0.9108			
名	称	数	値			世田谷区営用賀二丁目アパート			
世田谷区営粕谷四丁目アパート		ア	0.8856	ア	0.9108	イ			
		イ	0.9182	イ	0.9443	ウ			
		ウ	0.9322	ウ	0.9587	0.9095			
世田谷区営桜丘二丁目アパート		ア	0.9016	ア	0.9095	イ			
		イ	0.9348	イ	0.943	ウ			
		ウ	0.949	ウ	0.9574	0.9645			
世田谷区営桜新町一丁目アパート						0.9642			
世田谷区営鎌田二丁目アパート						0.9316			
世田谷区営鎌田二丁目アパート						ア			
世田谷区営鎌田二丁目アパート						イ			
世田谷区営鎌田二丁目アパート						ウ			
世田谷区営桜上水三丁目アパート						0.9168			
世田谷区営宇奈根一丁目アパート						0.9506			
世田谷区営桜上水三丁目アパート						0.9651			
世田谷区営桜上水三丁目アパート						0.9626			
世田谷区営桜上水三丁目アパート						ア			
世田谷区営桜上水三丁目アパート						イ			
世田谷区営桜上水三丁目アパート						ウ			
世田谷区営桜上水三丁目アパート						0.9136			
世田谷区営桜上水三丁目アパート						0.9575			
世田谷区営桜上水三丁目アパート						0.942			
世田谷区営桜上水三丁目アパート						0.9526			
世田谷区営桜上水三丁目アパート						0.9173			
世田谷区営桜上水三丁目アパート						0.9012			
世田谷区営桜上水三丁目アパート						ア			
世田谷区営桜上水三丁目アパート						イ			
世田谷区営桜上水三丁目アパート						ウ			
世田谷区営桜上水三丁目アパート						0.8572			
世田谷区営桜上水三丁目アパート						0.8888			
世田谷区営桜上水三丁目アパート						0.9023			
世田谷区営桜上水三丁目アパート						0.9216			
世田谷区営桜上水三丁目アパート						0.9356			
世田谷区営桜上水三丁目アパート						0.935			
世田谷区営桜上水三丁目アパート						0.9492			
世田谷区営桜上水三丁目アパート						0.9611			
世田谷区営桜上水三丁目アパート						0.9597			
世田谷区営桜上水三丁目アパート						0.9414			
世田谷区営桜上水三丁目アパート						0.9555			
世田谷区営桜上水三丁目アパート						0.8916			
世田谷区営桜上水三丁目アパート						0.9118			
世田谷区営桜上水三丁目アパート						ア			
世田谷区営桜上水三丁目アパート						イ			
世田谷区営桜上水三丁目アパート						ウ			
世田谷区営桜上水三丁目アパート						0.881			
世田谷区営桜上水三丁目アパート						0.9135			
世田谷区営桜上水三丁目アパート						0.9274			
世田谷区営桜上水三丁目アパート						ア			
世田谷区営桜上水三丁目アパート						イ			
世田谷区営桜上水三丁目アパート						0.96			
世田谷区営桜上水三丁目アパート						0.9552			
世田谷区営桜上水三丁目アパート						0.9476			
世田谷区営桜上水三丁目アパート						ア			
世田谷区営桜上水三丁目アパート						イ			
世田谷区営桜上水三丁目アパート						0.9553			
世田谷区営桜上水三丁目アパート						0.9505			
世田谷区営桜上水三丁目アパート						0.9391			
世田谷区営桜上水三丁目アパート						0.9625			
世田谷区営桜上水三丁目アパート						0.9531			
世田谷区営桜上水三丁目アパート						(1号棟)			

世田谷区営豪徳寺アパート (2号棟)	0.9519
第25号様式中	「使用者氏名」
	「使用」
	「届」
用者氏名	
出者氏名	
	に改める。
附 則	
1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。	
2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区営住宅管理条例施行規則の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。	
世田谷区立特定公共賃貸住宅及び世田谷区立ファミリー住宅条例施行規則の一部を改正する規則	
世田谷区立特定公共賃貸住宅及び世田谷区立ファミリー住宅条例施行規則(平成7年2月世田谷区規則第1号)の一部を次のように改正する。	
第61条第5項第3号中「所得税法」の次に「(昭和40年法律第33号)」を加える。	
別表第4を次のように改める。	
別表第4 (第59条関係)	
名 称	数 値
世田谷区立弦巻五丁目ファミリー住宅	0.9534
世田谷区立赤堤一丁目ファミリー住宅	0.9638
世田谷区立中町四丁目ファミリー住宅	0.9555
世田谷区立桜丘五丁目第二ファミリー住宅	0.9476
世田谷区立経堂四丁目ファミリー住宅	0.9538
世田谷区立深沢四丁目ファミリー住宅	0.9589
附 則	
この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第61条第5項第3号の改正規定は、公布の日から施行する。	

世田谷区狭あい道路拡幅整備条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区狭あい道路拡幅整備条例施行規則(平成9年6月世田谷区規則第89号)の一部を次のように改正する。

第6条を削る。

第7条中「第3号様式」を「第2号様式」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(事前協議事項の変更)

第7条 建築主等は、事前協議が終了した後、その内容を変更しようとするときは、狭あい道路拡幅整備事前協議事項変更申出書(第3号様式。以下「事前協議事項変更申出書」という。)の正本及び副本に、第4条第1項各号に掲げる図面等のうち変更に係るもの2部(同項第5号に掲げるものについては、1部)及び事前協議済通知書を添付して、これを区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による提出があったときは、その提出された図面等1部にその内容を確認した旨を記載したうえで、その事前協議済通知書に事前協議事項変更申出書の副本及び当該図面等(第4条第1項第5号に掲げるものを除く。)を添付して、これを建築主等に交付するものとする。

第8条の見出しを「(建築確認の申請等における事前協議済通知書等の提示)」に改め、同条中「事前協議済通知書」の次に「(前条第1項の規定による申出をしたときあっては、同条第2項の規定により交付された書類)」を加える。

第20条を次のように改める。(適用除外)

第20条 条例第10条第4号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ若しくは第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ又は第63条第3項第5号イ若しくは第7号イの規定に基づく認定を受ける場合

(2) 世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例(平成13年12月世田谷区条例第68号)が適用される場合

別表第1擁壁の移設工事の部中「移設工事」の次に「(建築物の建築に伴うものを除く。)」を加え、同表擁壁以外の工作物の撤去工事の部中「撤去工事」の次に「(建築物の建築に伴うものを除く。)」を加え、同部2の項及び3の項中「(建築物の建築に伴うものを除く。)」を削り、同表備考に次のように加える。

3 次の各号のいずれにも該当する場合は、擁壁以外の工作物の撤去工事(建築物の建築に伴うものを除く。)の部3の項中「300,000円」を「500,000円」と読み替える。

(1) 整備工事に伴い撤去する水道メーター、地下埋設配管等が複数であるとき。

(2) 次のアからエまでのいずれかに該当するとき。

ア 後退用地に接する前面道路が、

道路法(昭和27年法律第180号)に基づく特別区道又は区管理道路に接していること。

イ 後退用地に接する狭あい道路が、通り抜けることができるものであること。

ウ 整備工事を行う敷地が、法第42条第1項各号又は第2項に規定する道路が交わる角敷地であること。

エ 後退用地の隣接地のいずれかについて、整備工事が完了していること。

第1号様式を次のように改める。

様式省略

第2号様式及び第3号様式を次のように改める。

様式省略

第5号様式を次のように改める。

様式省略

附 則

1 この規則は、令和4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この規則による改正後の別表第1の規定は、施行日以後に行われる世田谷区狭あい道路拡幅整備条例(平成9年3月世田谷区条例第34号)第5条第1項に規定する協議に係る助成金について適用する。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式、第2号様式及び第5号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区立身近な広場条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

世田谷区立身近な広場条例施行規則の一部を改正する規則(令和4年3月世田谷区規則第13号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2の部世田谷区立北沢1-31遊び場の項の次に次のように加える改正規定を次のように改める。

別表第1の2の部世田谷区立大原2-31遊び場の項の次に次のように加える。

世田谷区立北沢のの はら広場	東京都世田谷区北 沢二丁目2番先
-------------------	---------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区公共物管理条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。(公共物の区域)

第4条 区長は、公共物について、幅員、延長及び面積(以下「区域」という。)を定めなければならない。ただし、公共物が第6条第2項第3号又は第4号に規定するものである場合は、この限りでない。

2 区長は、前項本文の規定により定めた区域を変更することができる。

# 世田谷区公報

3 区長は、第1項の規定により決定し、又は前項の規定により変更する区管理道路の区域を、空間又は地下について上下の範囲を定めたもの(以下「立体的区域」という。)とすることができる。

第5条第2項中「路線は、全部」を「区長は、前項の規定により指定した路線の全部」に改める。

第6条第2項各号列記以外の部分中「次に掲げる」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項第3号中「国から譲与を受けた土地」を「国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号)第5条第1項第5号の規定により譲与を受けた土地」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 令和4年3月31日以前に寄附等で取得した土地(前項に規定するもの及び前3号に規定する場合におけるものを除く。)で、区長が認めるものである場合

第6条の次に次の1条を加える。

(供用)

第6条の2 区長は、第4条第1項の規定により区域を決定し、又は同条第2項の規定により区域を変更する区管理道路について、その供用を開始し、又は廃止することができる。

第7条を次のように改める。

(告示)

第7条 区長は、公共物を設置し、廃止し、若しくはその用途を変更し、公共物の区域を決定し、若しくは変更し、区管理道路の路線を指定し、廃止し、若しくは変更し、又は区管理道路の供用を開始し、若しくは廃止したときは、次に掲げる事項(公共物が第6条第2項第3号又は第4号に掲げる事項を除く。)を告示するものとする。

(1) 番号

(2) 区間(区管理道路の路線の指定、廃止又は変更の場合は、その起点及び終点)

(3) 区域

(4) 立体的区域の場合は、その区間及び延長

(5) 公共物の廃止、区管理道路の路線の廃止又は区管理道路の供用の開始若しくは廃止の場合は、その期日

(6) 公共物の設置又は用途の変更の場合は、その用途

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

世田谷区会計事務規則の一部を改正する規則

世田谷区会計事務規則(昭和40年3月世田谷区規則第9号)の一部を次のように改正する。

第26条の2に次の1項を加える。

4 前3項の規定は、地方自治法第231条の2の2の規定により納入者がその納付を同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者(以下「指定納付受託者」という。)に対して委託したときに

ついて準用する。この場合において、前項中「領収書」とあるのは、「領収書に準ずる書類」とする。

第42条の2第1項中「地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者(次項において「指定納付受託者」という。)」を「指定納付受託者」に改める。

別表政策経営部経営改革・官民連携担当課ふるさと納税対策担当係長の項中「ふるさと納税対策担当係長」の次に「(経営改革・官民連携担当課長が指定する者)」を加え、同表生活文化政策部市民活動・生涯現役推進課まちづくり推進係長の項中「生活文化政策部市民活動・生涯現役推進課」を「生活文化政策部市民活動推進課」に改め、同表生活文化政策部文化・芸術振興課文化行政担当係長(文化・芸術振興課長が指定する者)の項中「生活文化政策部文化・芸術振興課」を「生活文化政策部文化・国際課」に、「文化・芸術振興課長」を「文化・国際課長」に、「文化・芸術振興課」を「文化・国際課に」に改め、同表生活文化政策部国際課国際担当係長(国際課長が指定する者)の項を削り、同表生活文化政策部人権・男女共同参画担当課人権・男女共同参画担当係長(人権・男女共同参画担当課長が指定する者)の項中「生活文化政策部人権・男女共同参画課」に、「人権・男女共同参画担当課長」を「人権・男女共同参画課長」に、「人権・男女共同参画担当課に」を「人権・男女共同参画課に」に改め、同表スポーツ推進部スポーツ推進課スポーツ・パラスポーツ担当係長(スポーツ推進課長が指定する者)の項の次に次のように加える。

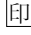
環境政策部環境計画課 環境計画担当係長 (環境計画課長が指定する者)	環境計画課に属する 収納金の収納及び 払込み
--	------------------------------

別表子ども・若者子ども育成推進課私学係長の項中「子ども・若者子ども育成推進課」を「子ども・若者子ども・若者支援課」に、「子ども育成推進課に」を「子ども・若者支援課に」に改め、同表子ども・若者部児童相談支援課社会的養護推進担当係長の項中「社会的養護推進担当係長」の次に「(児童相談支援課長が指定する者)」を加え、同表子ども・若者部若者支援担当課若者支援担当係長(若者支援担当課長が指定する者)の項を削り、同表郷土資料館館長の項の次に次のように加える。

中央図書館 図書館事業推進担当 係長(中央図書館長が 指定する者)	烏山図書館、下馬図書館及び 経堂図書館に属する 収納金の収納及び 払込み
--	---

別表中央図書館図書館運営係長の項中「(地域図書館(経堂図書館を除く。))に属するものを除く。」を削り、同表地域図書館(経堂図書館を除く。)館長の項中「経堂図書館」を「烏山図書館、下馬図書館及び経堂図書館」に改める。

第2号様式、第12号の2様式及び第12号


の3様式中「」を削る。

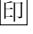
第16号様式を次のように改める。

様式省略

第26号様式中	部課(所)名	
	調査	係長

課(所)長	を削る。

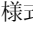
第34号の2様式、第36号様式及び第47号様式中「」を削る。

第53号様式乙中「出納員 」

を「出納員氏名」に改める。

第54号様式裏面以外の部分を次のように改める。

様式省略

第58号様式及び第59号様式中「」を削る。

第60号様式中「」及び「」を削り、「記名押印」を「記名」に改める。

第66号様式中「」を削る。

第67号様式を次のように改める。


様式省略

第82号様式を次のように改める。

様式省略

第110号様式を次のように改める。

様式省略

第113号様式中「」を削る。

第114号様式及び第115号様式中「」を削る。

附 則


1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第34号の2様式、第36号様式、第58号様式及び第59号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区物品管理規則の一部を改正する規則


世田谷区物品管理規則(昭和60年3月世田谷区規則第28号)の一部を次のように改正する。


第1号様式中「」を削る。


第3号様式中「」を削り、「電話」


を「電話番号」に改める。





第4号様式中「」を削り、「電話」を「電話番号」に改める。

第5号様式中「」を削る。


第7号様式中「」を削り、「電話」を「電話番号」に改める。

第7号の3様式中「」を削り、「電話」を「電話番号」に改める。


第8号様式中「」を削り、「電話」を「電話番号」に改める。

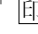
第10号様式中「」を削る。


第14号様式中  
  
に改める。

第16号様式及び第17号様式中「」を削る。

第19号様式中

及び「」を削る。

第21号様式中「」を削る。

第22号様式及び第23号様式裏面以外の部分中「」を削る。

附 則  
 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。  
 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区物品管理規則の規定に基づき作成された様式（第21号様式を除く。）の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

**訓 令 甲**

◎世田谷区訓令甲第2号  
 庁 中 一 般  
 総 合 支 所  
 世田谷区総合支所外務規程（平成11年3月世田谷区訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。  
 令和4年3月29日  
 世田谷区長 保 坂 展 人  
 第1条の2中「を」の次に「、烏山総合支所に駅周辺整備担当課を」を加える。  
 第2条第1項の表副支所長の項に次のように加える。  
 駅周辺整備担当課（烏山総合支所に限

る。）  
 第8条の表街づくり課の部街づくり担当係長の項第11号中「事業」の次に「（千歳烏山駅周辺地区に係るものを除く。）」を加え、同項第24号中「優良建築物等整備事業」の次に「（千歳烏山駅周辺地区に係るものを除く。）」を加え、同表に次のように加える。  
 駅周辺整備担当課  
 駅周辺整備担当係長  
 (1) 千歳烏山駅周辺地域の街づくりの支援及び調整に関すること。  
 (2) 千歳烏山駅周辺地区地区計画に係る届出、相談及び指導に関すること。  
 (3) 千歳烏山駅周辺地区の街づくり誘導地区に係る事業に関すること。  
 (4) 千歳烏山駅周辺地区の市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業に係る啓発、相談及び支援に関すること。  
 第9条の表生活支援課の部医療・事務調整担当係長（世田谷総合支所に限る。）の項第3号中「、母子及び父子福祉資金等」を削る。  
 別表2の部街づくり課の款6の項中「街づくり誘導地区」の次に「（千歳烏山駅周辺地区に係るものを除く。）」を加え、同款16の項課長決定の欄に次の1号を加える。  
 2 条例第41条第2項の規定に基づき条例第35条から第37条までの規定を適用しないこと。  
 別表2の部に次のように加える。

駅周辺整備担当課	1 千歳烏山駅周辺地区の街づくり誘導地区に関すること。	1 都市計画法第58条の2第3項及び条例第25条第5項の規定に基づき建築行為等についての勧告をすること。	1 条例第25条第2項の規定に基づき建築行為等の適合を通知すること。 2 条例第25条第3項及び第4項の規定に基づき建築行為等についての要請をすること。
----------	-----------------------------	--	---

附 則  
 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

**告 示**

◎世田谷区告示第126号  
 世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。  
 令和4年3月1日  
 世田谷区長 保 坂 展 人  
 別紙省略

◎世田谷区告示第127号  
 世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。  
 令和4年3月1日  
 世田谷区長 保 坂 展 人

別紙省略

◎世田谷区告示第128号  
 世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。  
 令和4年3月1日  
 世田谷区長 保 坂 展 人  
 別紙省略

◎世田谷区告示第129号  
 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。  
 令和4年3月1日  
 世田谷区長 保 坂 展 人  
 別紙省略

◎世田谷区告示第130号  
 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。  
 令和4年3月1日  
 世田谷区長 保 坂 展 人  
 別紙省略

◎世田谷区告示第131号  
 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。  
 令和4年3月1日  
 世田谷区長 保 坂 展 人  
 別紙省略

◎世田谷区告示第132号  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条

# 世田谷区公報

の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年3月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区若林一丁目12番95の内
- 3 変更の区域  
延長 5.31メートル  
幅員 0.30メートルから  
0.38メートルまで  
面積 1.82平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年3月1日

**◎世田谷区告示第133号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年3月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区世田谷四丁目50番26
- 3 変更の区域  
延長 18.76メートル  
幅員 0.46メートルから  
0.57メートルまで  
面積 9.73平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年3月1日

**◎世田谷区告示第134号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年3月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区若林二丁目545番35
- 3 変更の区域  
延長 5.43メートル  
幅員 0.18メートル  
面積 0.99平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年3月1日

**◎世田谷区告示第135号**

会計年度任用職員の報酬の額に関する規程（令和2年4月1日世田谷区告示第341号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月1日

世田谷区長 保坂展人

本則の表保育業務員用務（障害）の項を次のように改める。

保育業務員用務（障害）	月額	118,365円	23,673円	142,038円
-------------	----	----------	---------	----------

本則の表新BOP指導員の項を次のように改める。

新BOP指導員	月額	36,787円から160,000円までの額	7,357円から32,000円までの額	44,144円から192,000円までの額
---------	----	-----------------------	---------------------	-----------------------

本則の表保育員の項から用務補助員の項までを次のように改める。

保育員	月額	69,382円から138,764円までの額	13,876円から27,752円までの額	83,258円から166,516円までの額
保育園看護師（代替）	月額	174,658円	34,931円	209,589円
保育園栄養管理嘱託員	月額	157,591円	31,518円	189,109円
保育業務員調理	月額	69,173円から159,085円までの額	13,834円から31,817円までの額	83,007円から190,902円までの額
保育業務員用務	月額	69,751円から118,365円までの額	13,950円から23,673円までの額	83,701円から142,038円までの額
保育補助員	月額	9,250円から98,978円までの額	1,850円から19,795円までの額	11,100円から118,773円までの額
調理補助員	月額	23,918円から55,810円までの額	4,783円から11,162円までの額	28,701円から66,972円までの額
用務補助員	月額	23,918円から55,810円までの額	4,783円から11,162円までの額	28,701円から66,972円までの額

**附 則**

この規程による改正後の会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の規定は、令和4年2月1日以後の会計年度任用職員の報酬に適用する。

**◎世田谷区告示第136号**

特別区人事及び厚生事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、令和4年1月26日付けで東京都知事から特別区人事・厚生事務組合あてに許可する旨の通知があったので公表する。

令和4年3月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

**◎世田谷区告示第137号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項の規定による指定特定相談支援の事業の廃止の届出があったので、同法第51条の30第2項の規定により告示する。

令和4年3月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業者の名称  
イニシアス株式会社
- 2 主たる事務所の所在地  
東京都三鷹市下連雀三丁目17番20号サンライズ三鷹101

- |             |                          |
|-------------|--------------------------|
| 3 事業所の名称    | 号室<br>TAKUMI相談支援センター世田谷  |
| 4 事業所の所在地   | 東京都世田谷区砧二丁目17番7号E・スペース2階 |
| 5 事業所番号     | 1331204543               |
| 6 事業の種類     | 特定相談支援事業                 |
| 7 事業の主たる対象者 | 身体障害者及び障害児               |
| 8 廃止の年月日    | 令和4年3                    |

<p style="text-align: center;">月1日</p> <p><b>◎世田谷区告示第138号</b>          児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の32第2項の規定による指定障害児相談支援の事業の廃止の届出があったので、同法第24条の37の規定により告示する。          令和4年3月1日          世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業者の名称 イニシアス株式会社          2 主たる事務所の所在地 東京都三鷹市下連雀三丁目17番20号サンライズ三鷹101号室          3 事業所の名称 TAKUMI相談支援センター世田谷          4 事業所の所在地 東京都世田谷区砧二丁目17番7号E・スペース2階          5 事業所番号 1371200880          6 事業の種類 障害児相談支援事業          7 事業の主たる対象者 特定なし          8 廃止の年月日 令和4年3月1日</p> <p><b>◎世田谷区告示第139号</b>          建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による指定道路について、次のとおり道路の指定の取消しをした。          なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。          令和4年3月1日          世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指取消定番号 第190号          2 指定取消年月日 令和4年2月28日          3 指定取消する道路の種別 道路法（昭和27年法律第180号）による道路          4 道路の区域 世田谷区下馬三丁目56番43から野沢一丁目43番2の一部まで          5 道路の幅員 7.38メートルから7.59メートルまで          6 道路の延長 16.34メートル</p> <p><b>◎世田谷区告示第140号</b>          道路法（昭和27年法律第180号）第18条</p>	<p>の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。          この関係図面は、令和4年3月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。          令和4年3月2日          世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1          2 変更の区間 世田谷区上北沢三丁目877番391の内から877番392の内まで          3 変更の区域          延長 9.98メートル          幅員 0.62メートルから0.63メートルまで          面積 6.27平方メートル          4 供用開始の期日 令和4年3月2日</p> <p><b>◎世田谷区告示第141号</b>          道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。          この関係図面は、令和4年3月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。          令和4年3月2日          世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1          2 変更の区間 世田谷区世田谷二丁目803番地先無番          3 変更の区域          延長 8.46メートル          幅員 2.36メートル          面積 20.01平方メートル          4 供用開始の期日 令和4年3月2日</p> <p><b>◎世田谷区告示第142号</b>          世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。          この関係図面は、令和4年3月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。          令和4年3月2日          世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 23-G054-02          2 一部を廃止する起終点          (旧) 世田谷区桜一丁目730番地先無番          (新) 世田谷区桜一丁目730番地先無番          3 廃止の期日 令和4年3月2日</p> <p><b>◎世田谷区告示第143号</b>          建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路の指定をした。          なお、関係図面は、世田谷区防災街づく</p>	<p>り担当部建築安全課において縦覧に供する。          令和4年3月2日          世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 第189号          2 指定年月日 令和4年3月1日          3 指定する道路の種別 都市計画法（昭和43年法律第100号）による道路          4 道路の区域 世田谷区松原一丁目1779番5の内から世田谷区大原二丁目1240番1の内まで          5 道路の延長 340.37メートル          6 道路の幅員 6.00メートルから6.28メートルまで</p> <p><b>◎世田谷区告示第144号</b>          建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路の指定をした。          なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。          令和4年3月2日          世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 第187号          2 指定年月日 令和4年3月1日          3 指定する道路の種別 都市計画法（昭和43年法律第100号）による道路          4 道路の区域 世田谷区桜上水五丁目431番23から433番14地先無番の内まで          5 道路の延長 74.04メートル          6 道路の幅員 6.00メートルから6.04メートルまで</p> <p><b>◎世田谷区告示第145号</b>          道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。          この関係図面は、令和4年3月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。          令和4年3月3日          世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 36-5          2 変更の区間 世田谷区豪徳寺二丁目1169番20から1169番19地先無番まで          3 変更の区域          延長 17.65メートル          幅員 1.08メートルから1.35メートルまで          面積 19.68平方メートル</p>
---	---	--

世田谷区公報

4 供用開始の期日  
令和4年3月3日

◎世田谷区告示第146号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和4年3月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
21-G073
- 2 一部を廃止する起終点  
(旧) 世田谷区豪徳寺二丁目1164番2地先無番から1072番4地先無番まで  
(新) 世田谷区豪徳寺二丁目1164番2地先無番から1069番1地先無番まで
- 3 廃止の期日  
令和4年3月3日

◎世田谷区告示第147号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年3月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区奥沢三丁目305番1地先無番
- 3 変更の区域  
延長 9.77メートル  
幅員 1.81メートル  
面積 18.02平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年3月4日

◎世田谷区告示第148号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和4年3月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
33-G022
- 2 一部を廃止する起終点  
(旧) 世田谷区奥沢三丁目305番1地先無番から306番1地先無番まで  
(新) 世田谷区奥沢三丁目305番2地先無番から306番1地先無番まで
- 3 廃止の期日

令和4年3月4日

◎世田谷区告示149号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年3月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
43-30
- 2 変更の区間  
世田谷区駒沢三丁目45番11
- 3 変更の区域  
延長 11.89メートル  
幅員 0.06メートルから0.11メートルまで  
面積 1.06平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年3月4日

◎世田谷区告示第150号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年3月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
36-5
- 2 変更の区間  
世田谷区船橋二丁目96番12の内から96番6の内まで
- 3 変更の区域  
延長 11.01メートル  
幅員 0.13メートルから0.14メートルまで  
面積 1.59平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年3月4日

◎世田谷区告示第151号

令和4年3月3日世田谷区議会において議決を得た次の予算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき別添のとおり公表する。

令和4年3月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 令和3年度世田谷区一般会計補正予算(第8次)
  - 2 令和3年度世田谷区国民健康保険事業会計補正予算(第2次)
  - 3 令和3年度世田谷区後期高齢者医療会計補正予算(第2次)
  - 4 令和3年度世田谷区介護保険事業会計補正予算(第2次)
  - 5 令和3年度世田谷区学校給食費会計補正予算(第2次)
- 別添省略

◎世田谷区告示第152号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条

の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年3月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
(1) 28-1  
(2) 36-5
- 2 変更の区間  
(1) 世田谷区奥沢八丁目279番14地先無番  
(2) 世田谷区奥沢八丁目279番4地先無番から279番14地先無番まで
- 3 変更の区域  
(1) 延長 12.70メートル  
幅員 0.91メートル  
面積 11.50平方メートル  
(2) 延長 27.39メートル  
幅員 0.90メートルから0.91メートルまで  
面積 24.86平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年3月4日

◎世田谷区告示第153号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和4年3月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
33-G054
- 2 一部を廃止する起終点  
(旧) 世田谷区奥沢八丁目279番1地先無番から279番4地先無番まで  
(新) 世田谷区奥沢八丁目279番1地先無番
- 3 廃止の期日  
令和4年3月4日

◎世田谷区告示第154号

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項及び第18条の規定に基づき、特別区道路線を次のように認定し、新たに認定した道路の区域を決定し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年3月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
R4-1
- 2 認定する起終点  
世田谷区給田三丁目704番2から704番18まで
- 3 道路の延長  
62.07メートル
- 4 道路の幅員

<p>4.03メートルから4.10メートルまで</p> <p>5 道路の面積 252.62平方メートル</p> <p>6 供用開始の期日 令和4年3月4日</p>	<p>R4-3</p> <p>2 認定する起終点 世田谷区八幡山三丁目50番1の内</p> <p>3 道路の延長 93.13メートル</p> <p>4 道路の幅員 6.00メートル</p> <p>5 道路の面積 561.34平方メートル</p>	<p>46-17</p> <p>2 変更の区間 世田谷区八幡山三丁目111番4の内</p> <p>3 変更の区域 延長 18.40メートル 幅員 1.93メートルから 2.03メートルまで 面積 40.02平方メートル</p>
<p>◎世田谷区告示第155号</p> <p>世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。</p> <p>この関係図面は、令和4年3月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和4年3月4日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 42-G161</p> <p>2 廃止する起終点 世田谷区給田三丁目704番2から704番18まで</p> <p>3 道路の延長 62.07メートル</p> <p>4 道路の幅員 4.03メートルから4.10メートルまで</p> <p>5 道路の面積 252.62平方メートル</p> <p>6 廃止の期日 令和4年3月4日</p>	<p>◎世田谷区告示第158号</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線を次のように認定し、新たに認定した道路の区域を決定する。</p> <p>この関係図面は、令和4年3月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和4年3月4日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 R4-4</p> <p>2 認定する起終点 世田谷区八幡山三丁目147番5の内から粕谷二丁目7番8の内まで</p> <p>3 道路の延長 64.15メートル</p> <p>4 道路の幅員 8.12メートルから11.93メートルまで</p> <p>5 道路の面積 594.40平方メートル</p>	<p>◎世田谷区告示第161号</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。</p> <p>この関係図面は、令和4年3月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和4年3月4日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区八幡山三丁目111番1の内</p> <p>3 変更の区域 延長 94.89メートル 幅員 0.00メートルから 5.51メートルまで 面積 313.07平方メートル</p>
<p>◎世田谷区告示第156号</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線を次のように認定し、新たに認定した道路の区域を決定する。</p> <p>この関係図面は、令和4年3月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和4年3月4日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 R4-2</p> <p>2 認定する起終点 世田谷区八幡山三丁目217番2の内から111番1の内まで</p> <p>3 道路の延長 558.74メートル</p> <p>4 道路の幅員 9.00メートルから11.98メートルまで</p> <p>5 道路の面積 5150.85平方メートル</p>	<p>◎世田谷区告示第159号</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき、特別区道路線を次のように廃止する。</p> <p>この関係図面は、令和4年3月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和4年3月4日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 廃止番号 R4-5</p> <p>2 廃止する起終点 世田谷区八幡山三丁目147番5地先無番から147番23地先無番まで</p> <p>3 道路の延長 44.75メートル</p> <p>4 道路の幅員 1.82メートル</p> <p>5 道路の面積 81.44平方メートル</p> <p>6 廃止の期日 令和4年3月4日</p>	<p>◎世田谷区告示第162号</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。</p> <p>この関係図面は、令和4年3月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和4年3月4日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区八幡山三丁目111番1の内</p> <p>3 変更の区域 延長 39.32メートル 幅員 0.00メートルから 3.26メートルまで 面積 130.09平方メートル</p>
<p>◎世田谷区告示第157号</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線を次のように認定し、新たに認定した道路の区域を決定する。</p> <p>この関係図面は、令和4年3月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和4年3月4日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号</p>	<p>◎世田谷区告示第160号</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。</p> <p>この関係図面は、令和4年3月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和4年3月4日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号</p>	<p>◎世田谷区告示第163号</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を廃止する。</p> <p>この関係図面は、令和4年3月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和4年3月4日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 (1) 28-1 (2) 28-1</p> <p>2 変更により廃止する区間 (1) 世田谷区八幡山三丁目50番1地先無番 (2) 世田谷区八幡山三丁目50番1地先</p>

世田谷区公報

無番  
 3 変更により廃止する区域  
 (1) 延長 7.98メートル  
 幅員 2.72メートルから  
 2.86メートルまで  
 面積 22.25平方メートル  
 (2) 延長 12.88メートル  
 幅員 1.81メートル  
 面積 23.42平方メートル  
 4 区域の廃止の期日  
 令和4年3月4日

◎世田谷区告示第164号  
 平成20年10月14日世田谷区告示第757号の一部を次のように訂正する。  
 令和4年3月7日  
 世田谷区長 保坂展人  
 告示中「7174.08平方メートル」を「7174.51平方メートル」に、「137.96メートル」を「137.83メートル」に訂正する。

◎世田谷区告示第165号  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その区域を廃止するとともに新たに決定する。  
 この関係図面は、令和4年3月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和4年3月7日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 区域変更による区域の廃止  
 認定番号 20-3  
 変更により廃止する区間  
 世田谷区北沢二丁目969番5の内から1054番18の内まで  
 変更により廃止する区域  
 面積 7174.51平方メートル  
 変更により廃止する立体的区域の区間  
 世田谷区北沢二丁目959番8から978番31まで  
 変更により廃止する立体的区域の延長  
 137.83メートル  
 区域廃止の期日  
 令和4年3月7日  
 2 区域変更による区域の決定  
 認定番号 20-3  
 変更により決定する区間  
 世田谷区北沢二丁目969番5の内から1054番18の内まで  
 変更により決定する区域  
 面積 7126.12平方メートル  
 変更により決定する立体的区域とする区間  
 (1) 世田谷区北沢二丁目959番8から978番31まで  
 (2) 世田谷区北沢二丁目978番44から1052番4まで  
 変更により決定する立体的区域の延長  
 (1) 137.82メートル  
 (2) 14.45メートル

◎世田谷区告示第166号  
 世田谷区立公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日について  
 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。  
 令和4年3月7日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 名 称 世田谷区立下馬五丁目庚申公園  
 2 位 置 東京都世田谷区下馬五丁目25番1号  
 3 区 域 別紙案内図のとおり  
 4 供用開始の期日 令和4年3月31日  
 別紙省略

◎世田谷区告示第167号  
 世田谷区立公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日について  
 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。  
 令和4年3月7日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 名 称 世田谷区立喜多見どんぐりの木公園  
 2 位 置 東京都世田谷区喜多見九丁目11番2号  
 3 区 域 別紙案内図のとおり  
 4 供用開始の期日 令和4年3月31日  
 別紙省略

◎世田谷区告示第168号  
 世田谷区立公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日について  
 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。  
 令和4年3月7日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 名 称 世田谷区立祖師谷三丁目南みちばた公園  
 2 位 置 東京都世田谷区祖師谷三丁目6番17号  
 3 区 域 別紙案内図のとおり  
 4 供用開始の期日 令和4年3月31日  
 別紙省略

◎世田谷区告示第169号  
 世田谷区立公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日について  
 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年3月7日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 名 称 世田谷区立南烏山二丁目みんなのわ緑地  
 2 位 置 東京都世田谷区南烏山二丁目1番6号  
 3 区 域 別紙案内図のとおり  
 4 供用開始の期日 令和4年3月31日  
 別紙省略

◎世田谷区告示第170号  
 次のとおり都市公園の区域を変更するので、世田谷区立公園条例（昭和33年4月世田谷区条例第4号）第2条の2の規定に基づき告示する。  
 令和4年3月7日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 名 称 世田谷区立次大夫堀公園  
 2 位 置 東京都世田谷区喜多見五丁目27番14号  
 3 区 域 別紙案内図のとおり  
 4 変更の期日 令和4年3月31日  
 別紙省略

◎世田谷区告示第171号  
 次のとおり都市公園の区域を変更するので、世田谷区立公園条例（昭和33年4月世田谷区条例第4号）第2条の2の規定に基づき告示する。  
 令和4年3月7日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 名 称 世田谷区立多摩川玉川公園  
 2 位 置 東京都世田谷区玉堤一丁目先  
 3 区 域 別紙案内図のとおり  
 4 変更の期日 令和4年3月31日  
 別紙省略

◎世田谷区告示第172号  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
 この関係図面は、令和4年3月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和4年3月7日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 認定番号  
 (1) 28-1  
 (2) 36-5  
 2 変更の区間  
 (1) 世田谷区桜丘四丁目3287番5  
 (2) 世田谷区桜丘四丁目3287番4  
 3 変更の区域  
 (1) 延長 20.78メートル



幅員	0.62メートル
面積	12.95平方メートル
(2) 延長	23.69メートル
幅員	0.19メートルから 0.22メートルまで
面積	8.97平方メートル
4 供用開始の期日	令和4年3月7日

**◎世田谷区告示第173号**  
世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年3月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年3月7日  
世田谷区長 保坂展人

1 指定番号	33-G028
2 変更の区間	世田谷区奥沢四丁目110番14の内から110番9の内まで
3 変更の区域	延長 14.48メートル 幅員 0.23メートルから 0.27メートルまで 面積 3.67平方メートル
4 供用開始の期日	令和4年3月7日

**◎世田谷区告示第174号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年3月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年3月8日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号	(1) 28-1 (2) 28-1
2 変更の区間	(1) 世田谷区大蔵五丁目2818番1 (2) 世田谷区大蔵五丁目2818番2
3 変更の区域	(1) 延長 12.91メートル 幅員 0.75メートル 面積 10.19平方メートル (2) 延長 27.43メートル 幅員 1.64メートル 面積 44.92平方メートル
4 供用開始の期日	令和4年3月8日

**◎世田谷区告示第175号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年3月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年3月8日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号	28-1
2 変更の区間	世田谷区祖師谷一丁目117番13の内
3 変更の区域	延長 14.63メートル 幅員 0.24メートルから 0.26メートルまで 面積 3.77平方メートル
4 供用開始の期日	令和4年3月8日

**◎世田谷区告示第176号**  
介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。  
令和4年3月8日  
世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称	レコードブック 中野新橋
2 事業所の所在地	東京都中野区弥生町四丁目3番15号サンハイツ赤坂
3 事業者の名称	株式会社アスマラ
4 廃止届受理年月日	令和4年2月21日
5 サービスの種類	地域密着型通所介護

**◎世田谷区告示第177号**  
介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。  
令和4年3月8日  
世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称	千山の里ケアサービス
2 事業所の所在地	東京都世田谷区南烏山二丁目32番28号
3 事業者の名称	有限会社千山の里
4 廃止届受理年月日	令和4年2月25日
5 サービスの種類	居宅介護支援

**◎世田谷区告示第178号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年3月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年3月9日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号	28-1
2 変更の区間	世田谷区奥沢一丁目166番4の内
3 変更の区域	

延長	12.74メートル
幅員	0.18メートル
面積	2.31平方メートル
4 供用開始の期日	令和4年3月9日

**◎世田谷区告示第179号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年3月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年3月9日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号	28-1
2 変更の区間	世田谷区桜新町一丁目3番7の内から3番9の内まで
3 変更の区域	延長 8.20メートル 幅員 0.00メートルから 0.94メートルまで 面積 5.13平方メートル
4 供用開始の期日	令和4年3月9日

**◎世田谷区告示第180号**  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。  
令和4年3月9日  
世田谷区長 保坂展人

1 都市計画の種類	東京都市計画地区計画北烏山二・三丁目地区地区計画
2 都市計画を定める土地の区域	世田谷区北烏山一丁目、北烏山二丁目及び北烏山三丁目各管内
3 縦覧場所	世田谷区都市整備政策部都市計画課

**◎世田谷区告示第181号**  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。  
令和4年3月9日  
世田谷区長 保坂展人

1 都市計画の種類	東京都市計画一団地の住宅施設烏山北住宅一団地の住宅施設
2 都市計画を定める土地の区域	変更する部分 世田谷区北烏山一丁目、北烏山二丁目及び北烏山三丁目各管内
3 縦覧場所	世田谷区都市整備政策部都市計画課

課

◎世田谷区告示第182号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年3月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類  
東京都市計画一団地の住宅施設烏山松葉通住宅一団地の住宅施設
- 2 都市計画を定める土地の区域  
変更する部分  
世田谷区北烏山三丁目地内
- 3 縦覧場所  
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第183号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年3月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類  
東京都市計画地区計画北烏山二丁目北部地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域  
変更する部分  
世田谷区北烏山二丁目及び北烏山四丁目各地内
- 3 縦覧場所  
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第184号

世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第11条第1項の規定により、地区街づくり計画を策定したので、同条例第15条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該地区街づくり計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年3月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 地区街づくり計画の名称  
北烏山二・三丁目地区地区街づくり計画
- 2 地区街づくり計画を策定する土地の位置及び区域  
世田谷区北烏山一丁目、北烏山二丁目及び北烏山三丁目各地内
- 3 縦覧場所  
世田谷区烏山総合支所街づくり課及び世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第185号

世田谷区街づくり条例(平成7年3月世

田谷区条例第17号)第24条第1項の規定により、街づくり誘導地区を指定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年3月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 街づくり誘導地区の名称  
北烏山二・三丁目地区街づくり誘導地区
- 2 街づくり誘導地区を指定する土地の位置及び区域  
世田谷区北烏山一丁目、北烏山二丁目及び北烏山三丁目各地内
- 3 街づくり誘導地区を指定する区域に係る地区街づくり計画の名称  
北烏山二・三丁目地区地区街づくり計画
- 4 街づくり誘導地区において届出をすべき建築行為等の種類  
世田谷区街づくり条例の施行等に関する規則(平成7年3月世田谷区規則第38号)第15条第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる建築行為等
- 5 街づくり誘導地区において届出をすべき建築行為等の期間の始期  
令和4年4月8日

◎世田谷区告示第186号

世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第16条において準用する同条例第15条第1項の規定により、地区街づくり計画を変更したので、次のとおり告示し、当該地区街づくり計画の変更の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年3月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 地区街づくり計画の名称  
北烏山二丁目北部地区地区街づくり計画
- 2 地区街づくり計画を変更する土地の位置及び区域  
世田谷区北烏山二丁目及び北烏山四丁目各地内
- 3 縦覧場所  
世田谷区烏山総合支所街づくり課及び世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第187号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年3月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類  
東京都市計画地区計画放射23号線沿道地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域  
世田谷区羽根木二丁目、大原二丁目及び松原一丁目各地内
- 3 縦覧場所  
世田谷区都市整備政策部都市計画課

課

◎世田谷区告示第188号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年3月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類  
東京都市計画地区計画世田谷西部地域大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域  
変更する部分  
世田谷区大蔵六丁目、岡本一丁目、岡本二丁目、岡本三丁目、鎌田三丁目、鎌田四丁目、瀬田四丁目及び瀬田五丁目各地内
- 3 縦覧場所  
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第189号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年3月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類  
東京都市計画高度地区
- 2 都市計画を定める土地の区域  
削除する部分  
第1種高度地区  
世田谷区羽根木二丁目、大原二丁目、松原一丁目、大蔵六丁目及び鎌田四丁目各地内  
19m第2種高度地区  
世田谷区大原二丁目地内  
28m第3種高度地区  
世田谷区大原二丁目地内  
追加する部分  
19m第2種高度地区  
世田谷区羽根木二丁目、大原二丁目、松原一丁目、大蔵六丁目及び鎌田四丁目各地内  
第3種高度地区  
世田谷区大原二丁目地内
- 3 縦覧場所  
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第190号

世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第16条において準用する同条例第15条第1項の規定により、地区街づくり計画を変更したので、次のとおり告示し、当該地区街づくり計画の変更の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年3月10日  
世田谷区長 保坂展人

1 地区街づくり計画の名称  
世田谷西部地域大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区地区街づくり計画

2 地区街づくり計画を変更する土地の位置及び区域  
世田谷区大蔵六丁目、岡本一丁目、岡本二丁目、岡本三丁目、鎌田三丁目、鎌田四丁目、瀬田四丁目及び瀬田五丁目各地内

3 縦覧場所  
世田谷区総合支所街づくり課及び世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第191号

世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第24条第1項の規定により、街づくり誘導地区を指定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年3月10日  
世田谷区長 保坂展人

1 街づくり誘導地区の名称  
補助216号線沿道地区街づくり誘導地区

2 街づくり誘導地区を指定する土地の位置及び区域  
世田谷区大蔵六丁目及び鎌田四丁目各地内

3 街づくり誘導地区を指定する区域に係る地区街づくり計画の名称  
世田谷西部地域大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区地区街づくり計画

4 街づくり誘導地区において届出をすべき建築行為等の種類  
世田谷区街づくり条例の施行等に関する規則(平成7年3月世田谷区規則第38号)第15条第1号、第2号及び第4号に掲げる建築行為等

5 街づくり誘導地区において届出をすべき建築行為等の期間の始期  
令和4年4月9日

◎世田谷区告示第192号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第2条第1項の規定により告示する。

この関係図面は、令和4年3月10日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月10日  
世田谷区長 保坂展人

1 路線名  
特別区道

2 指定区間  
世田谷区喜多見七丁目19番先から世田谷区喜多見七丁目14番先まで

3 指定年月日  
令和4年3月10日

◎世田谷区告示第193号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年3月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日  
世田谷区長 保坂展人

1 指定番号  
21-D187-18

2 変更の区間  
世田谷区代田四丁目760番26

3 変更の区域  
延長 5.30メートル  
幅員 0.17メートルから0.18メートルまで  
面積 0.95平方メートル

4 供用開始の期日  
令和4年3月11日

◎世田谷区告示第194号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和4年3月11日  
世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第195号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和4年3月11日  
世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称  
奉優会代沢居宅介護支援事業所

2 事業所の所在地  
東京都世田谷区代沢二丁目28番4号マンション下北沢207

3 事業者の名称  
社会福祉法人奉優会

4 廃止届受理年月日  
令和4年2月28日

5 サービスの種類  
居宅介護支援

◎世田谷区告示第196号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項及び第2項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和4年3月14日  
世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第197号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和4年3月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月14日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
(1) 40-1  
(2) 28-1

2 変更の区間  
(1) 世田谷区千歳台二丁目752番16の内  
(2) 世田谷区千歳台二丁目752番16の内

3 変更の区域  
(1) 面積 4.36平方メートル  
(2) 延長 11.15メートル  
幅員 1.00メートル  
面積 11.16平方メートル

◎世田谷区告示第198号

世田谷区公契約の労働報酬下限額について

世田谷区公契約条例(平成26年9月世田谷区条例第27号)第4条第3項第1号の規定に基づき、予定価格が世田谷区公契約条例施行規則(平成26年9月世田谷区規則第67号)第5条第1項に定める額以上の公契約において事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額(以下「労働報酬下限額」という。)を次のように定める。

令和4年3月14日  
世田谷区長 保坂展人

号	職種	労働報酬下限額 (1時間当たり)
1	特殊作業員	2,731円
2	普通作業員	2,370円
3	軽作業員	1,658円
4	造園工	2,338円
5	法面工	2,986円
6	とび工	2,965円
7	石工	2,901円
8	ブロック工	2,689円
9	電工	2,837円
10	鉄筋工	2,986円
11	鉄骨工	2,731円
12	塗装工	3,220円
13	溶接工	3,326円
14	運転手(特殊)	2,689円
15	運転手(一般)	2,242円
16	潜かん工	3,305円
17	潜かん世話役	3,921円
18	さく岩工	3,326円
19	トンネル特殊工	3,188円
20	トンネル作業員	2,689円
21	トンネル世話役	3,592円
22	橋りょう特殊工	3,230円
23	橋りょう塗装工	3,315円
24	橋りょう世話役	3,794円

世田谷区公報

25	土木一般世話役	2,816円
26	高級船員	3,241円
27	普通船員	2,572円
28	潜水士	4,505円
29	潜水連絡員	3,220円
30	潜水送気員	3,135円
31	山林砂防工	2,859円
32	軌道工	5,143円
33	型わく工	2,827円
34	大工	2,720円
35	左官	2,986円
36	配管工	2,561円
37	はつり工	2,720円
38	防水工	3,220円
39	板金工	3,092円
40	タイル工	—
41	サッシ工	2,837円
42	屋根ふき工	—
43	内装工	2,975円
44	ガラス工	2,805円
45	建具工	—
46	ダクト工	2,529円
47	保温工	2,455円
48	建築ブロック工	—
49	設備機械工	2,476円
50	交通誘導員A	1,743円
51	交通誘導員B	1,509円
52	上記以外の職種	1,170円

備考

- 第1号から第51号までに掲げる職種の意義は、国土交通省が示す公共工事設計労務単価における51職種の技能労働者の定義の例による。
- 第1号から第51号までの規定にかかわらず、次の各号に該当する労働者は、当該各号に定める労働報酬下限額を適用する。
  - 事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している労働者 1,365円
  - 工事の請負に係る契約以外の契約（指定管理者の業務に係る協定を含む。）の業務に従事する労働者 第52号に掲げる額
- 「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」及び「建築ブロック工」については、国土交通省より東京都における公共工事設計労務単価が示されなかったため、「—」で表示する。
 

附則  
この告示は、令和4年4月1日以後に締結する公契約（この告示前に公告した入札に付された公契約を除く。）について適用

する。

◎世田谷区告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年3月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月14日

世田谷区長 保坂展人

- 認定番号  
53-18
- 変更の区間  
世田谷区世田谷一丁目213番5の内
- 変更の区域  
延長 18.24メートル  
幅員 0.00メートルから  
0.13メートルまで  
面積 1.23平方メートル
- 供用開始の期日  
令和4年3月14日

◎世田谷区告示第200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年3月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月14日

世田谷区長 保坂展人

- 認定番号  
28-1
- 変更の区間  
世田谷区宮坂一丁目2569番2の内
- 変更の区域  
延長 14.17メートル  
幅員 0.56メートルから  
0.80メートルまで  
面積 9.69平方メートル
- 供用開始の期日  
令和4年3月14日

◎世田谷区告示第201号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年3月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月15日

世田谷区長 保坂展人

- 認定番号  
28-1
- 変更の区間  
世田谷区松原二丁目512番11の内から512番3の内まで
- 変更の区域  
延長 16.72メートル  
幅員 0.61メートルから  
0.63メートルまで  
面積 10.39平方メートル
- 供用開始の期日  
令和4年3月15日

◎世田谷区告示第202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和4年3月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月15日

世田谷区長 保坂展人

- 認定番号  
28-1
- 変更の区間  
世田谷区松原二丁目512番11の内
- 変更の区域  
延長 0.06メートル  
幅員 0.63メートル  
面積 0.03平方メートル

◎世田谷区告示第203号

令和4年3月1日世田谷区告示第129号の一部を次のように訂正する。

令和4年3月15日

世田谷区長 保坂展人

別紙中「萩原章」を「荻原章」に訂正する。

◎世田谷区告示第204号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり道路の指定の取消しをした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和4年3月15日

世田谷区長 保坂展人

- 指定取消番号  
第2891号
- 指定取消年月日  
令和4年3月14日
- 指定取消の位置  
世田谷区宮坂二丁目2082番8の一部
- 道路の幅員  
4.00メートル
- 道路の延長  
8.58メートル
- 申請者氏名  
小田急電鉄株式会社  
代表取締役 星野晃司

◎世田谷区告示第205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和4年3月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月16日

世田谷区長 保坂展人

- 認定番号  
28-1
- 変更の区間  
世田谷区瀬田五丁目193番27
- 変更の区域  
延長 36.95メートル  
幅員 0.99メートル  
面積 36.95平方メートル

◎世田谷区告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和4年3月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月16日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
11-11
- 2 変更の区間  
世田谷区喜多見八丁目2250番6から2259番13まで
- 3 変更の区域  
延長 33.32メートル  
幅員 1.00メートル  
面積 34.35平方メートル

◎世田谷区告示第207号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和4年3月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月16日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
42-G131
- 2 一部を廃止する起終点  
(旧) 世田谷区粕谷二丁目189番8地先無番から189番2地先無番まで  
(新) 世田谷区粕谷二丁目189番8地先無番から189番6地先無番まで
- 3 廃止の期日  
令和4年3月16日

◎世田谷区告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年3月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月16日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
(1) 37-50  
(2) 28-1
- 2 変更の区間  
(1) 世田谷区梅丘二丁目1343番の内  
(2) 世田谷区梅丘二丁目1343番の内
- 3 変更の区域  
(1) 延長 26.38メートル  
幅員 0.23メートルから0.24メートルまで  
面積 6.30平方メートル  
(2) 延長 26.36メートル  
幅員 0.19メートル  
面積 5.11平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年3月16日

◎世田谷区告示第209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年3月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月16日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区代田一丁目382番5の内
- 3 変更の区域  
延長 7.20メートル  
幅員 0.17メートル  
面積 1.24平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年3月16日

◎世田谷区告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年3月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区桜上水一丁目158番19
- 3 変更の区域  
延長 8.59メートル  
幅員 1.92メートルから1.99メートルまで  
面積 16.80平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年3月18日

◎世田谷区告示第211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年3月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区祖師谷一丁目57番5
- 3 変更の区域  
延長 15.87メートル  
幅員 0.16メートルから0.22メートルまで  
面積 3.19平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年3月18日

◎世田谷区告示第212号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年3月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区千歳台二丁目204番5の内
- 3 変更の区域  
延長 7.05メートル  
幅員 0.00メートルから0.06メートルまで  
面積 0.23平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年3月18日

◎世田谷区告示第213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年3月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
39-6
- 2 変更の区間  
世田谷区祖師谷一丁目125番26の内
- 3 変更の区域  
延長 11.94メートル  
幅員 0.18メートルから0.23メートルまで  
面積 2.46平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年3月18日

◎世田谷区告示第214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年3月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区砧五丁目148番11の内から148番23の内まで
- 3 変更の区域  
延長 22.14メートル  
幅員 0.63メートル  
面積 14.05平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年3月18日

◎世田谷区告示第215号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。

この関係図面は、令和4年3月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
42-G042
- 2 廃止する起終点  
世田谷区南烏山一丁目64番1地先無番から64番1地先無番まで
- 3 廃止の期日  
令和4年3月18日

◎世田谷区告示第216号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。

この関係図面は、令和4年3月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
42-G043
- 2 廃止する起終点  
世田谷区南烏山一丁目55番地先無番から64番1地先無番まで
- 3 廃止の期日  
令和4年3月18日

◎世田谷区告示第217号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。

この関係図面は、令和4年3月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
42-G044
- 2 廃止する起終点  
世田谷区南烏山一丁目64番1地先無番から55番地先無番まで
- 3 廃止の期日  
令和4年3月18日

◎世田谷区告示第218号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。

この関係図面は、令和4年3月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
42-G045
- 2 廃止する起終点  
世田谷区南烏山一丁目68番地先無番から53番地先無番まで
- 3 廃止の期日  
令和4年3月18日

◎世田谷区告示第219号

区管理水路を次のように廃止したので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和4年3月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号  
42-Z117
- 2 位置  
世田谷区粕谷二丁目1番1地先無番から7番1地先無番まで
- 3 廃止の期日  
令和4年3月18日

◎世田谷区告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和4年3月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
35-34
- 2 変更の区間  
世田谷区粕谷四丁目522番57
- 3 変更の区域  
延長 7.69メートル  
幅員 1.00メートル  
面積 7.73平方メートル

◎世田谷区告示第221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和4年3月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区若林三丁目110番7の内
- 3 変更の区域  
延長 5.10メートル  
幅員 0.73メートル  
面積 3.73平方メートル

◎世田谷区告示第222号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年3月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
(1) 28-1

- (2) 40-1
- (3) 40-1
- 2 変更の区間  
(1) 世田谷区喜多見九丁目2064番32の内  
(2) 世田谷区喜多見九丁目2064番32の内から2064番34まで  
(3) 世田谷区喜多見九丁目2064番33
- 3 変更の区域  
(1) 延長 84.64メートル  
幅員 1.81メートルから1.84メートルまで  
面積 158.25平方メートル  
(2) 延長 51.64メートル  
幅員 0.00メートルから2.08メートルまで  
面積 80.79平方メートル  
(3) 延長 20.30メートル  
幅員 0.00メートルから0.16メートルまで  
面積 0.93平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年3月22日

◎世田谷区告示第223号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年3月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
43-D601-05
- 2 変更の区間  
世田谷区砧八丁目90番36の内から90番17の内まで
- 3 変更の区域  
延長 13.09メートル  
幅員 0.60メートルから0.62メートルまで  
面積 8.12平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年3月22日

◎世田谷区告示第224号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年3月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
(1) 28-1  
(2) 54-4
- 2 変更の区間  
(1) 世田谷区船橋二丁目72番32から72番28まで  
(2) 世田谷区船橋二丁目72番27
- 3 変更の区域  
(1) 延長 24.63メートル  
幅員 0.46メートルから



0.51メートルまで  
面積 11.76平方メートル  
(2) 面積 1.48平方メートル  
4 供用開始の期日  
令和4年3月22日

◎世田谷区告示第225号

介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和4年3月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 奉優会喜多見居宅介護支援事業所
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区喜多見三丁目10番15号
- 3 事業者の名称 社会福祉法人奉優会
- 4 指定年月日 令和4年4月1日
- 5 サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第226号

介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和4年3月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 ケアプラン九品仏
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区奥沢七丁目18番1-401号
- 3 事業者の名称 合同会社アクシブ
- 4 指定年月日 令和4年4月1日
- 5 サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第227号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和4年3月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 フルール・ガーデン
- 2 事業所の所在地 神奈川県相模原市緑区谷ヶ原一丁目11番6号
- 3 事業者の名称 株式会社合の家
- 4 廃止届受理年月日 令和4年3月4日
- 5 サービスの種類 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第228号

道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第34条の規定に基づき許可貸与した次の臨時運行許可番号標は、回収不能又は廃棄によりこれを失効としたので、世田谷区自動車の臨時運行許可に関する施行細則(平成4年7月世田谷区規則第86号)第9条の規定に基づき告示する。

令和4年3月23日

世田谷区長 保坂展人

- 1 回収不能によるもの

玉川総合支所許可分

品川62-21 品川85-18

砧総合支所許可分

品川67-81

- 2 廃棄にするもの

世田谷総合支所許可分

品川74-70

◎世田谷区告示第229号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年3月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月23日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区船橋三丁目370番8
- 3 変更の区域 延長 10.24メートル 幅員 1.99メートルから 2.51メートルまで 面積 18.75平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和4年3月23日

◎世田谷区告示第230号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年3月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月23日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区経堂二丁目301番18から 301番19まで
- 3 変更の区域 延長 17.19メートル 幅員 0.18メートルから 0.56メートルまで 面積 6.44平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和4年3月23日

◎世田谷区告示第231号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年3月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月23日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 22-G161
- 2 変更の区間

世田谷区桜上水五丁目599番2の内

- 3 変更の区域

延長 17.99メートル 幅員 0.17メートルから 1.54メートルまで

面積 16.02平方メートル

- 4 供用開始の期日

令和4年3月23日

◎世田谷区告示第232号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年3月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 21-G243
- 2 変更の区間 世田谷区若林四丁目207番41の内
- 3 変更の区域 延長 9.86メートル 幅員 0.61メートルから 0.69メートルまで 面積 6.16平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和4年3月24日

◎世田谷区告示第233号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年3月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区赤堤五丁目592番9
- 3 変更の区域 延長 15.69メートル 幅員 0.04メートルから 0.27メートルまで 面積 2.06平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和4年3月24日

◎世田谷区告示第234号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年3月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区北沢五丁目811番74の内

から811番8の内まで  
 3 変更の区域  
     延長 15.15メートル  
     幅員 0.28メートルから  
         0.35メートルまで  
     面積 4.96平方メートル  
 4 供用開始の期日  
     令和4年3月24日

◎世田谷区告示第235号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年3月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
  - (1) 28-1
  - (2) 28-1
- 2 変更の区間
  - (1) 世田谷区砧七丁目27番18の内
  - (2) 世田谷区砧七丁目27番18の内
- 3 変更の区域
  - (1) 延長 13.06メートル  
幅員 0.63メートル  
面積 8.28平方メートル
  - (2) 延長 9.71メートル  
幅員 0.63メートル  
面積 6.18平方メートル
- 4 供用開始の期日  
    令和4年3月24日

◎世田谷区告示第236号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年3月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
  - (1) 28-1
  - (2) 39-6
- 2 変更の区間
  - (1) 世田谷区祖師谷一丁目127番36の内
  - (2) 世田谷区祖師谷一丁目127番36の内
- 3 変更の区域
  - (1) 延長 9.77メートル  
幅員 0.51メートルから  
        0.55メートルまで  
面積 5.36平方メートル
  - (2) 延長 11.38メートル  
幅員 0.17メートル  
面積 2.01平方メートル
- 4 供用開始の期日  
    令和4年3月24日

◎世田谷区告示第237号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和4年3月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
    28-1
- 2 変更の区間  
    世田谷区祖師谷一丁目127番36の内
- 3 変更の区域
  - 延長 0.11メートル
  - 幅員 0.51メートル
  - 面積 0.05平方メートル

◎世田谷区告示第238号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路の指定をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和4年3月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 第191号
- 2 指定年月日 令和4年3月23日
- 3 指定する道路の種類 都市計画法(昭和43年法律第100号)による道路
- 4 道路の区域 世田谷区桜一丁目746番10の内から世田谷区宮坂一丁目2452番23まで
- 5 道路の幅員 20.00メートル
- 6 道路の延長 225.01メートル

◎世田谷区告示第239号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和4年3月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
    28-1
- 2 供用開始の区間  
    世田谷区若林三丁目186番8から186番9まで
- 3 供用開始の区域
  - 延長 7.05メートル
  - 幅員 1.64メートルから  
        1.65メートルまで
  - 面積 11.65平方メートル
- 4 供用開始の期日  
    令和4年3月25日

◎世田谷区告示第240号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年3月25日から

15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
    36-5
- 2 変更の区間  
    世田谷区北沢五丁目734番4の内
- 3 変更の区域
  - 延長 10.41メートル
  - 幅員 0.16メートルから  
        0.17メートルまで
  - 面積 1.77平方メートル
- 4 供用開始の期日  
    令和4年3月25日

◎世田谷区告示第241号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年3月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
    28-1
- 2 変更の区間  
    世田谷区赤堤一丁目145番44の内から145番8の内まで
- 3 変更の区域
  - 延長 8.47メートル
  - 幅員 0.15メートルから  
        0.19メートルまで
  - 面積 1.43平方メートル
- 4 供用開始の期日  
    令和4年3月25日

◎世田谷区告示第242号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和4年3月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
    31-4
- 2 供用開始の区間  
    世田谷区豪徳寺一丁目2077番3から2077番33まで
- 3 供用開始の区域
  - 延長 15.06メートル
  - 幅員 0.63メートルから  
        0.73メートルまで
  - 面積 10.68平方メートル
- 4 供用開始の期日  
    令和4年3月25日

◎世田谷区告示第243号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を廃止する。

この関係図面は、令和4年3月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理

課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

- (1) 28-1
- (2) 28-1
- (3) 28-1
- (4) 28-1
- (5) 28-1
- (6) 28-1
- (7) 28-1

2 変更により廃止する区間

- (1) 世田谷区大蔵三丁目5000番3
- (2) 世田谷区大蔵三丁目5000番6
- (3) 世田谷区大蔵三丁目5000番8の内
- (4) 世田谷区大蔵三丁目5000番11の内
- (5) 世田谷区大蔵三丁目5000番11の内
- (6) 世田谷区大蔵三丁目5000番11の内
- (7) 世田谷区大蔵三丁目5000番16の内

3 変更により廃止する区域

- (1) 延長 56.35メートル  
幅員 1.69メートルから  
1.86メートルまで  
面積 102.52平方メートル
- (2) 延長 39.80メートル  
幅員 2.88メートルから  
2.91メートルまで  
面積 115.50平方メートル
- (3) 延長 7.26メートル  
幅員 1.93メートルから  
2.01メートルまで  
面積 14.79平方メートル
- (4) 延長 12.17メートル  
幅員 1.95メートルから  
2.18メートルまで  
面積 26.15平方メートル
- (5) 延長 58.80メートル  
幅員 1.80メートルから  
1.93メートルまで  
面積 108.30平方メートル
- (6) 延長 26.50メートル  
幅員 1.81メートルから  
1.84メートルまで  
面積 48.50平方メートル
- (7) 延長 189.83メートル  
幅員 1.77メートルから  
3.24メートルまで  
面積 412.48平方メートル

4 供用廃止の期日

令和4年3月25日

◎世田谷区告示第244号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年3月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月28日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

世田谷区喜多見二丁目4543番地先無番

3 変更の区域

延長 6.00メートル  
幅員 1.65メートルから  
1.66メートルまで  
面積 7.91平方メートル

4 供用開始の期日

令和4年3月28日

◎世田谷区告示第245号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年3月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月28日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

36-5

2 変更の区間

世田谷区奥沢七丁目85番2地先無番

3 変更の区域

延長 54.31メートル  
幅員 0.54メートル  
面積 29.26平方メートル

4 供用開始の期日

令和4年3月28日

◎世田谷区告示第246号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。

この関係図面は、令和4年3月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月28日

世田谷区長 保坂展人

1 指定番号

33-G039

2 廃止する起終点

世田谷区奥沢七丁目86番地先無番から85番2地先無番まで

3 廃止の期日

令和4年3月28日

◎世田谷区告示第247号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和4年3月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月28日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

40-1

2 変更の区間

世田谷区北沢四丁目612番84

3 変更の区域

延長 16.24メートル  
幅員 1.32メートルから  
1.36メートルまで  
面積 21.84平方メートル

◎世田谷区告示第248号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年3月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月28日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

40-1

2 変更の区間

世田谷区宮坂一丁目2439番7地先無番から2439番5地先無番まで

3 変更の区域

延長 7.10メートル  
幅員 0.63メートル  
面積 4.52平方メートル

4 供用開始の期日

令和4年3月28日

◎世田谷区告示第249号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和4年3月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月28日

世田谷区長 保坂展人

1 指定番号

23-G095

2 一部を廃止する起終点

(旧) 世田谷区宮坂一丁目2439番3地先無番から2439番1地先無番まで

(新) 世田谷区宮坂一丁目2439番3地先無番から2439番10地先無番まで

3 廃止の期日

令和4年3月28日

◎世田谷区告示第250号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。

この関係図面は、令和4年3月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月28日

世田谷区長 保坂展人

1 指定番号

23-G095-01

2 指定する起終点

世田谷区宮坂一丁目2439番1地先無番から2439番20地先無番まで

3 用途

区管理道路

◎世田谷区告示第251号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年3月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理

課において一般の縦覧に供する。  
 令和4年3月28日  
 世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区世田谷一丁目400番22
- 3 変更の区域  
延長 4.58メートル  
幅員 0.17メートルから  
0.19メートルまで  
面積 0.86平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年3月28日

◎世田谷区告示第252号  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
 この関係図面は、令和4年3月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和4年3月28日  
 世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区駒沢五丁目62番5の内から62番4の内まで
- 3 変更の区域  
延長 12.98メートル  
幅員 0.00メートルから  
0.15メートルまで  
面積 1.00平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年3月28日

◎世田谷区告示第253号  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
 この関係図面は、令和4年3月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和4年3月28日  
 世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区上祖師谷四丁目1140番30の内
- 3 変更の区域  
延長 51.34メートル  
幅員 1.09メートルから  
2.17メートルまで  
面積 71.33平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年3月28日

◎世田谷区告示第254号  
 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号及び第115条の20第1号の規定により告示

する。  
 令和4年3月28日  
 世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
グループホーム 砦愛の園
- 2 事業所の所在地  
東京都世田谷区砦三丁目9番19号
- 3 事業者の名称  
社会福祉法人聖救主福祉会
- 4 指定年月日  
令和4年4月1日
- 5 サービスの種類  
認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

◎世田谷区告示第255号  
 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号及び第115条の20第1号の規定により告示する。  
 令和4年3月28日  
 世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
小規模多機能型居宅介護事業所砦愛の園
- 2 事業所の所在地  
東京都世田谷区砦三丁目9番19号
- 3 事業者の名称  
社会福祉法人聖救主福祉会
- 4 指定年月日  
令和4年4月1日
- 5 サービスの種類  
小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護

◎世田谷区告示第256号  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
 この関係図面は、令和4年3月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和4年3月29日  
 世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区松原三丁目1077番29の内
- 3 変更の区域  
延長 13.33メートル  
幅員 0.58メートルから  
0.63メートルまで  
面積 8.33平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年3月29日

◎世田谷区告示第257号  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
 この関係図面は、令和4年3月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月29日  
 世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
47-5
- 2 変更の区間  
世田谷区南烏山四丁目1093番1の内
- 3 変更の区域  
延長 13.50メートル  
幅員 0.08メートルから  
0.16メートルまで  
面積 1.64平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年3月29日

◎世田谷区告示第258号  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。  
 この関係図面は、令和4年3月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和4年3月29日  
 世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
(1) 47-5  
(2) 47-5
- 2 変更の区間  
(1) 世田谷区南烏山四丁目1093番1の内  
(2) 世田谷区南烏山四丁目1093番1の内
- 3 変更の区域  
(1) 延長 0.10メートル  
幅員 0.16メートル  
面積 0.01平方メートル  
(2) 延長 0.05メートル  
幅員 0.08メートル  
面積 0.004平方メートル

◎世田谷区告示第259号  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
 この関係図面は、令和4年3月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和4年3月30日  
 世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
34-29
- 2 変更の区間  
世田谷区松原五丁目146番5の内から146番29の内まで
- 3 変更の区域  
延長 9.01メートル  
幅員 0.18メートルから  
0.22メートルまで  
面積 1.94平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年3月30日

◎世田谷区告示第260号  
 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のよ

うに変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年3月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
  - (1) 11-D022-16
  - (2) 11-G087
- 2 変更の区間
  - (1) 世田谷区代沢一丁目18番17の内
  - (2) 世田谷区代沢一丁目18番17の内
- 3 変更の区域
  - (1) 延長 7.38メートル  
幅員 0.19メートルから  
0.33メートルまで  
面積 1.96平方メートル
  - (2) 延長 6.02メートル  
幅員 0.45メートルから  
0.47メートルまで  
面積 2.78平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年3月30日

◎世田谷区告示第261号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和4年3月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
11-G087
- 2 変更の区間  
世田谷区代沢一丁目18番17の内
- 3 変更の区域
  - 延長 0.10メートル
  - 幅員 0.45メートル
  - 面積 0.04平方メートル

◎世田谷区告示第262号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年3月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
45-G016
- 2 変更の区間  
世田谷区玉川三丁目1658番5の内
- 3 変更の区域
  - 延長 16.14メートル
  - 幅員 0.40メートルから  
0.47メートルまで  
面積 7.11平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年3月30日

◎世田谷区告示第263号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年3月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
33-D222-07
- 2 変更の区間  
世田谷区奥沢三丁目264番3の内
- 3 変更の区域
  - 延長 14.11メートル
  - 幅員 0.73メートルから  
0.80メートルまで  
面積 10.86平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年3月30日

◎世田谷区告示第264号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年3月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
12-G123
- 2 変更の区間  
世田谷区若林一丁目34番8の内から34番35の内まで
- 3 変更の区域
  - 延長 7.72メートル
  - 幅員 0.63メートル
  - 面積 4.97平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年3月30日

◎世田谷区告示第265号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年3月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区野沢一丁目48番3の内
- 3 変更の区域  
面積 1.58平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年3月30日

◎世田谷区告示第266号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年3月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
13-D526-04
- 2 変更の区間  
世田谷区野沢一丁目48番3の内から48番9の内まで
- 3 変更の区域
  - 延長 17.07メートル
  - 幅員 0.63メートル
  - 面積 10.74平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年3月30日

◎世田谷区告示第267号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年3月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
45-35
- 2 変更の区間  
世田谷区代田五丁目905番90から905番91まで
- 3 変更の区域
  - 延長 6.75メートル
  - 幅員 0.18メートル
  - 面積 1.21平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年3月30日

◎世田谷区告示第268号

令和4年3月29日世田谷区議会において議決を得た次の予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定に基づき別添のとおり公表する。

令和4年3月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 令和4年度世田谷区一般会計予算
  - 2 令和4年度世田谷区国民健康保険事業会計予算
  - 3 令和4年度世田谷区後期高齢者医療会計予算
  - 4 令和4年度世田谷区介護保険事業会計予算
  - 5 令和4年度世田谷区学校給食費会計予算
- 別添省略

◎世田谷区告示第269号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年3月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号

世田谷区公報

28-1  
 2 変更の区間  
 世田谷区桜二丁目611番22の内  
 3 変更の区域  
 延長 12.00メートル  
 幅員 0.06メートルから  
 0.08メートルまで  
 面積 0.93平方メートル  
 4 供用開始の期日  
 令和4年3月30日

**◎世田谷区告示第270号**  
 介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定による指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。  
 令和4年3月30日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 事業所の名称 せらび芦花公園  
 2 事業所の所在地 東京都世田谷区粕谷二丁目7番16号  
 3 事業者の名称 株式会社日本ケアリンク  
 4 廃止届受理年月日 令和4年1月12日  
 5 サービスの種類 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

**◎世田谷区告示第271号**  
 介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号及び第115条の20第1号の規定により告示する。  
 令和4年3月30日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 事業所の名称 せらび芦花公園  
 2 事業所の所在地 東京都世田谷区粕谷二丁目7番16号  
 3 事業者の名称 株式会社ソラスト  
 4 指定年月日 令和4年4月1日  
 5 サービスの種類 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

**◎世田谷区告示第272号**  
 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。  
 この関係図面は、令和4年3月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和4年3月31日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 指定番号

45-G131  
 2 廃止する起終点  
 世田谷区大蔵五丁目2830番29地先無番から2830番51地先無番まで  
 3 廃止の期日  
 令和4年3月31日

**◎世田谷区告示第273号**  
 区管理水路を次のように廃止したので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。  
 この関係図面は、令和4年3月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和4年3月31日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 番号 45-Z138  
 2 位置 世田谷区喜多見三丁目2886番1地先無番から2886番1地先無番まで  
 3 廃止の期日 令和4年3月31日

**◎世田谷区告示第274号**  
 区管理水路を次のように廃止したので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。  
 この関係図面は、令和4年3月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和4年3月31日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 番号 45-Z082  
 2 位置 世田谷区大蔵五丁目58番地先無番から66地先無番まで  
 3 廃止の期日 令和4年3月31日

**◎世田谷区告示第275号**  
 区管理水路を次のように廃止したので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。  
 この関係図面は、令和4年3月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和4年3月31日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 番号 45-Z087  
 2 位置 世田谷区大蔵五丁目2894番2地先無番から2874番1地先無番まで  
 3 廃止の期日 令和4年3月31日

**◎世田谷区告示第276号**  
 区管理水路を次のように廃止したので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和4年3月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和4年3月31日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 番号 45-Z265  
 2 位置 世田谷区喜多見七丁目2440番1地先無番から2455番2地先無番まで  
 3 廃止の期日 令和4年3月31日

**◎世田谷区告示第277号**  
 区管理水路を次のように廃止したので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。  
 この関係図面は、令和4年3月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和4年3月31日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 番号 45-Z274  
 2 位置 世田谷区喜多見七丁目2468番2地先無番から2479番1地先無番まで  
 3 廃止の期日 令和4年3月31日

**◎世田谷区告示第278号**  
 公共物を次のように設置したので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。  
 この関係図面は、令和4年3月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和4年3月31日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 番号 45-Z319  
 2 位置 世田谷区喜多見三丁目2886番1地先無番から2886番1地先無番まで  
 3 用途 区管理水路

**◎世田谷区告示第279号**  
 公共物を次のように設置したので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。  
 この関係図面は、令和4年3月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和4年3月31日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 番号 45-Z320  
 2 位置 世田谷区大蔵五丁目64番地先無番から66番地先無番まで  
 3 用途 区管理水路

◎世田谷区告示第280号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和4年3月31日

世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第281号

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の7第1項の規定により指定避難所として指定した施設又は場所を、次のとおり変更したので告示する。

令和4年3月31日

世田谷区長 保坂展人  
1 変更後の指定避難所として指定した施設又は場所  
別紙指定避難所一覧のとおり  
2 変更の年月日  
令和4年3月15日  
別紙省略

公 告

◎世田谷区公告第19号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条第1項及び附則第7条の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項及び第5条の規定により公告する。

令和4年3月1日

世田谷区長 保坂展人  
1 予防接種の種類  
新型コロナウイルス感染症に係る予防接種  
2 予防接種の対象者  
世田谷区内に居住する5歳以上の者(以下「対象者」という。)  
3 予防接種を行う期間  
令和4年3月1日から同年9月30日まで  
4 予防接種を行う場所  
世田谷区内の指定施設及び指定医療機関  
5 予防接種を行う医師の氏名  
前項に規定する指定医療機関において掲示する。  
6 使用するワクチン  
(1) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)(以下「医薬品医療機器等法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。ただし、対象者のうち、12歳未満の者に対する初回接種(予防接種実施規則(昭和33年厚生省令第27号)附則第7条に規定する初回接種をいう。以下同じ。)及び18歳未満の者に対する追加接種(同規則附則第8条に規定する追加接種をいう。以下同じ。)

においては、使用しない。)  
(2) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(武田薬品工業株式会社が令和3年5月21日に医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたものに限る。ただし、対象者のうち、12歳未満の者に対する初回接種及び18歳未満の者に対する追加接種においては、使用しない。)  
(3) コロナウイルス(SARS-CoV-2)ワクチン(遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター)(アストラゼネカ株式会社が令和3年5月21日に医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたものに限る。ただし、追加接種及び対象者のうち18歳未満の者に対する初回接種においては、使用しない。)  
(4) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(ファイザー株式会社が令和4年1月21日に医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたものに限る。ただし、対象者のうち、12歳未満の者に対する初回接種及び1回目接種時に12歳未満であった12歳以上の者に対する2回目接種においてのみ使用する。)  
7 予防接種を受けることが適当でない者  
(1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められる者  
(2) 明らかな発熱を呈している者  
(3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者  
(4) 当該予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者  
(5) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者  
8 接種の判断を行うに際して注意を要する者  
(1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者  
(2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者  
(3) 過去にけいれんの既往のある者  
(4) 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者  
(5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者  
(6) バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム(ラテックス)が含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある者

◎世田谷区公告第20号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による都市計画事業の関

係図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年3月4日

世田谷区長 保坂展人  
1 都市計画事業の種類及び名称  
東京都市計画公園事業第5・6・20号祖師ヶ谷公園  
2 縦覧場所  
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第21号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年3月4日

世田谷区長 保坂展人  
1 都市計画事業の種類及び名称  
東京都市計画緑地事業第96号岡本いこいのもり緑地  
2 縦覧場所  
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第22号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年3月4日

世田谷区長 保坂展人  
1 都市計画事業の種類及び名称  
東京都市計画公園事業第9・6・5号砧公園  
2 縦覧場所  
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第23号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年3月10日

世田谷区長 保坂展人  
1 都市計画の種類  
東京都市計画用途地域  
2 縦覧場所  
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第24号

公開による意見の聴取の開催について  
建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第7項ただし書の規定による許可申請



があったので、同条第15項の規定に基づき次のように公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行います。

利害関係のある方は、この公聴会において意見を述べることができます。なお、意見のある方で、当日に出席できない方は、公聴会前日までに都市整備政策部建築調整課へ意見の要旨を提出してください。

令和4年3月15日

世田谷区長 保坂展人

1 公聴会を行う日時

令和4年3月22日（火曜日）午後2時30分から

2 公聴会を行う場所

東京都世田谷区給田三丁目14番7号

世田谷区立給田地区会館第1会議室

3 公聴会を行う理由

別紙の建築許可をするため

別紙省略

◎世田谷区公告第25号

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年3月22日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区等々力七丁目46番18 46番19	東京都渋谷区道玄坂一丁目9番5号 東急リバブル株式会社 代表取締役 太田陽一 東京都千代田区大手町一丁目3番2号 住友林業株式会社 代表取締役 光吉敏郎

◎世田谷区公告第26号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年3月29日

世田谷区長 保坂展人

1 都市計画事業の種類及び名称

(1) 東京都市計画都市高速鉄道事業第10号線

(2) 東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道第10号線付属街路第3号線

(3) 東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道第10号線付属街路第4号線

(4) 東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道第10号線付属街路第5号線

(5) 東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道第10号線付属街路第6号線

(6) 東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道第10号線付属街路第7号線

(7) 東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道第10号線付属街路第8号線

(8) 東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道第10号線付属街路第9号線

(9) 東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道第10号線付属街路第10号線

(10) 東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道第10号線付属街路第11号線

(11) 東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道第10号線付属街路第12号線

(12) 東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道第10号線付属街路第13号線

2 縦覧場所

世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第27号

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年3月31日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区代沢四丁目225番2の一部 225番11の一部 228番1 228番2の一部 228番3 228番4 228番9	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号新宿アイランドタワー41階 プロパティエージェント株式会社 代表取締役 中西聖

◎世田谷区公告第28号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第1項及び附則第7条の規定に基づき実施する新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種について、実施内容を次のとおり変更したので公告する。

令和4年3月31日

世田谷区長 保坂展人

1 予防接種の種類

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種

2 予防接種の対象者

世田谷区内に居住する5歳以上の者（以下「対象者」という。）

3 予防接種を行う期間

令和4年3月31日から同年9月30日まで

4 予防接種を行う場所

世田谷区内の指定施設及び指定医療機関

5 予防接種を行う医師の氏名

前項に規定する指定医療機関において掲示する。

6 使用するワクチン

(1) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）（以下「医薬品医療機器等法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。ただし、対象者のうち12歳未満の者に対する予防接種（予防接種法附則第7条第1項に規定する予防接種をいう。以下同じ。）においては、使用しない。）

(2) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（武田薬品工業株式会社が令和3年5月21日に医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたものに限る。ただし、対象者のうち、12歳未満の者に対する初回接種（予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）附則第7条に規定する初回接種をいう。以下同じ。）及び18歳未満の者に対する追加接種（同規則附則第8条に規定する追加接種をいう。以下同じ。）においては、使用しない。）

(3) コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）（アストラゼネカ株式会社が令和3年5月21日に医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたものに限る。ただし、追加接種及び対象者のうち18歳未満の者に対する初回接種においては、使用しない。）

(4) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（ファイザー株式会社が令和4年1月21日に医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたものに限る。ただし、対象者のうち、12歳未満の者に対する初回接種及び1回目接種時に12歳未満であった12歳以上の者に対する2回目接種においてのみ使用する。）

7 予防接種を受けることが適当でない者

(1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められる者

(2) 明らかな発熱を呈している者

(3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(4) 当該予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

(5) 前各号に掲げる者のほか、予防接

- 種を行うことが不適当な状態にある者
- 8 接種の判断を行うに際して注意を要する者
- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
  - (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
  - (3) 過去にけいれんの既往のある者
  - (4) 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
  - (5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
  - (6) バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム(ラテックス)が含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある者

規 則 (教)

次に掲げる規則を公布する。  
令和4年3月11日  
世田谷区教育委員会

- 世田谷区教育委員会規則第3号**  
世田谷区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- 世田谷区教育委員会規則第5号**  
世田谷区立図書館館則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会事務局組織規則(平成4年3月世田谷区教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項の表乳幼児教育・保育支援課の部に次のように加える。

乳幼児教育担当係長

- (1) 乳幼児教育・保育施策の推進及び幼稚園、保育所等との連携に関すること。

附 則  
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

世田谷区立図書館館則の一部を改正する規則

世田谷区立図書館館則(昭和57年6月世田谷区教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「烏山図書館」という。)の次に「、世田谷区立下馬図書館(以下「下馬図書館」という。))」を加え、同条第3項各号列記以外の部分中「烏山図書館」の次に「、下馬図書館」を加え、同項第3号ア中「及び烏山図書館」を「、烏山図書館及び下馬図書館」に改め、同項第4号中「烏山図書館」の次に「、下馬図書館」を加える。

第4条第3項中「、烏山図書館」を削り、

同条第6項中「第1項から第4項まで」を「第1項から第5項まで」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「世田谷図書館」の次に「、烏山図書館」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 下馬図書館の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、1月4日及び12月28日は、午前9時から午後5時までとする。

附 則  
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

次に掲げる規則を公布する。  
令和4年3月29日  
世田谷区教育委員会

**世田谷区教育委員会規則第2号**  
学校教育に供する電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則

学校教育に供する電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則

学校教育に供する電子計算組織の運営に関する規則(平成20年3月世田谷区教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第11号中「政策経営部ICT推進課長」を「DX推進担当部DX推進担当課長」に改める。

附 則  
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

次に掲げる規則を公布する。  
令和4年3月29日  
世田谷区教育委員会

**世田谷区教育委員会規則第4号**  
世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則(昭和63年9月世田谷区教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「子ども・若者部若者支援担当課長」を「子ども・若者部子ども・若者支援課長」に改める。

附 則  
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

次に掲げる規則を公布する。  
令和4年3月29日  
世田谷区教育委員会

**世田谷区教育委員会規則第6号**  
世田谷区教育委員会会議規則の一部を改

正する規則  
**世田谷区教育委員会規則第7号**  
幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会会議規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会会議規則(平成元年4月世田谷区教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条中「教育長」を「世田谷区教育委員会教育長(以下「教育長」という。))」に改め、同条の次に次の1条を加える。  
(オンライン会議システムを使用した会議の参加等)

第2条の2 教育長は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該委員に映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンライン会議システム」という。)を使用して会議に参加することを認めることができる。ただし、法第14条第7項ただし書の規定により公開しないこととした会議(以下「非公開の会議」という。)については、オンライン会議システムを使用して参加させることができない。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第1項に規定する感染症に係る感染防止対策を講じる必要があると教育長が認めた場合
- (2) 交通機関の事故等により会議の開催場所に赴くことができない場合
- (3) 他の業務等により遠隔地に所在する場合
- (4) 前3号に定めるもののほか、教育長が必要と認める場合

2 委員は、オンライン会議システムを使用して会議に参加しようとするときは、教育長に事前にその旨を届け出なければならない。

3 オンライン会議システムを使用して会議に参加している委員において、その映像又は音声の送受信に障害が生じたときは、教育長は、退席したものとして取り扱うこととする。この場合において、当該委員のオンライン会議システムに係る映像及び音声の送受信が復旧したときは、教育長は、会議の進行状況を踏まえ、再度の参加を認めることとする。

4 オンライン会議システムにより会議に参加した委員は、会議に出席したものとして取り扱う。  
第12条に次の1項を加える。

2 前項に規定する場合において、オンライン会議システムを使用して会議に参加している委員を退去させるときは、オンライン会議システムに係る映像及び音声の送受信を遮断する方法により行う。  
第21条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、オンライン会議システムを使用して会議に参加した委員についても同様とする。ただし、第24条第1項の記名投票及び無記名投票による表決に

世田谷区公報

については、この限りでない。  
 第31条第1項第2号中「氏名」の次に「及びオンライン会議システムを使用して参加した委員がいる場合は、その旨」を加え、同条第2項を次のように改める。  
 2 非公開の会議の会議録は、前項に準じて別に作成しなければならない。  
 第34条の見出しを削る。  
 第35条の見出しを削り、同条に次の後段を加える。  
 オンライン会議システムを使用して会議に参加している委員についても、同様とする。  
 附 則  
 この規則は、公布の日から施行する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。  
 第12条第2項ただし書中「すべて」を「全て」に改める。  
 第17条の次に次の1条を加える。  
 （不妊治療のための休暇）

第17条の2 不妊治療のための休暇は、職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。  
 2 不妊治療のための休暇は、1会計年度において、1日又は1時間を単位として、5日（体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内

で必要と認められる期間承認する。  
 3 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員の不妊治療のための休暇は、1時間を単位として承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間全てについて、不妊治療のための休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。  
 4 不妊治療のための休暇の残日数の全てについて請求があった場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを承認することができる。  
 5 1時間を単位として承認した不妊治療のための休暇（勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、第3項ただし書に規定する時間数を単位として承認した不妊治療のための休暇を含む。）を日に換算する場合は、7時間45分（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の1日当たりの平均勤務時間（5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間））をもって1日とする。  
 6 教育委員会は、不妊治療のための休暇を承認するときは、不妊治療に係る通院等をすることを確認することができる証明書等の提出を求めることができる。  
 第23条第4項ただし書及び第5項、第29条の2第3項ただし書及び第4項、第29条の3第3項ただし書及び第4項並びに第30

条第12項ただし書中「すべて」を「全て」に改める。  
 第32条の2中「第18条から第20条まで」を「第17条の2から第20条まで」に改める。  
 附 則  
 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

訓 令 甲 (教)

◎世田谷区教育委員会訓令甲第1号  
 教育委員会事務局  
 中央図書館  
 地域図書館  
 世田谷区立図書館処務規程（昭和54年9月世田谷区教育委員会訓令甲第17号）の一部を次のように改正する。  
 令和4年3月1日  
 世田谷区教育委員会  
 第8条に次の1号を加える。  
 (14) 世田谷区図書館カウンター下北沢の運営に関すること（世田谷区立代田図書館に限る。）。)

告 示 (教)

◎世田谷区教育委員会告示第1号  
 世田谷区教育委員会会計年度任用職員の報酬の額に関する規程（令和2年4月1日世田谷区教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。  
 令和4年3月1日  
 世田谷区教育委員会

本則の幼稚園業務嘱託員の項を次のように改める。

幼稚園業務嘱託員	月額	72,645円	14,529円	87,174円
----------	----	---------	---------	---------

本則の非常勤講師の項を次のように改める。

非常勤講師	時給	1,675円から 2,379円までの額	335円から 475円までの額	2,010円から 2,854円までの額
-------	----	------------------------	--------------------	------------------------

本則の幼稚園業務補助員の項を次のように改める。

幼稚園業務補助員	月額	59,797円	11,959円	71,756円
----------	----	---------	---------	---------

本則の幼稚園事務補助員の項から幼稚園教育嘱託員の項までを次のように改める。

幼稚園事務補助員	月額	39,987円	7,997円	47,984円
認定こども園事務補助員	月額	59,981円	11,996円	71,977円
幼稚園・認定こども園補助員（介助）	月額	43,303円から 64,954円までの額	8,660円から 12,990円までの額	51,963円から 77,944円までの額
認定こども園保育員	月額	65,091円から 130,182円までの額	13,018円から 26,036円までの額	78,109円から 156,218円までの額
認定こども園嘱託介助員	月額	145,548円	29,109円	174,657円
認定こども園保育支援員	月額	62,377円	12,475円	74,852円
幼稚園教育嘱託員	月額	62,377円から 113,709円までの額	12,475円から 22,741円までの額	74,852円から 136,450円までの額

本則の幼稚園業務補助員の項を次のように改める。

新BOP事務局長	月額	162,728円	32,545円	195,273円
----------	----	----------	---------	----------

附 則

この規程による改正後の会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の規定は、令和4年2月1日以後の会計年度任用職員の報酬に適用する。

告 示 (選)

◎世田谷区選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定により本区の選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものを別紙のとおり告示する。

令和4年3月1日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第11項並びに第5条第1項及び第15項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定における令和4年3月1日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は次のとおりである。

令和4年3月1日

世田谷区選挙管理委員会

50分の1の数 15,452

6分の1の数 128,763

40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 195,430

◎世田谷区選挙管理委員会告示第3号

選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の4第7項(第30条の12において準用する場合を含む。)の規定に基づき、別紙のとおり公表する。

令和4年3月1日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第4号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年10月世田谷区条例第21号。以下「条例」という。)第3条から第5条までの規定に基づき、会計年度任用職員(条例第1条に規定する会計年度任用職員をいう。)の報酬の額を定め、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則(令和2年1月世田谷区規則第3号)第4条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年3月1日

世田谷区選挙管理委員会

職名	額の種別	(1) 報酬の額	(2) 地域手当に相当する報酬	(1)及び(2)の合計額
選挙事務補助	日額	3,927円	785円	4,712円

備考 地域手当に相当する報酬とは、条例第7条の地域手当に相当する報酬をいう。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの勤務の実績に対する報酬の支給について適用する。

告 示 (農)

◎世田谷区農業委員会告示第3号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定に基づき、第20回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和4年3月23日

世田谷区農業委員会会長

穴 戸 幸 男

1 開催日時 令和4年3月31日(木)

午後3時00分

2 開催場所 三軒茶屋分庁舎3階セミナールーム

3 審議事項

(1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について

(2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について

(3) 第3号議案 その他の事項について